

平成 28 年度
棚倉町公共施設等総合管理計画



平成 29 年 3 月
(令和 4 年 3 月一部改訂)

棚倉町

棚倉町公共施設等総合管理計画

- 目次 -

1. 計画の概要	1
1-1 計画の目的	1
1-2 計画の位置づけ	1
1-3 計画の期間	2
1-4 計画の改定	2
1-5 対象施設	3
1-6 計画の進行管理・マネジメント・推進体制	4
2. 公共施設等の管理に関する基本方針	5
2-1 公共施設における現状と課題	5
2-2 課題への対応方針	12
2-3 基本方針・基本目標	13
2-4 公共施設等の維持管理方針	20
3. 施設類型ごとの基本方針	27
3-1 施設管理における基本的な考え	27
3-2 町民利用施設	28
3-3 行政施設	46
3-4 企業会計施設	51
4. 参考資料	55
4-1 本町の概要	55
4-2 公共施設等における財政状況	60
4-3 利用者アンケート調査	65

1. 計画の概要

1-1 計画の目的

本町では、これまで整備された公共施設等の多くが老朽化してきており、これらの公共施設等を今後も維持・管理・更新していくためには、莫大なコストがかかることが想定されます。

そうした中、全国的に進行する人口減少・少子高齢化は本町でも同様であり、本町が平成27年10月に策定した「棚倉町長期人口ビジョン（以下、人口ビジョン）」において実施した将来推計人口では、2030年には11,770人（約22%減少）、2060年には6,651人（約56%減少）に町民が減少するという試算結果が出ています。

人口ビジョンでは、人口減少と高齢化率が進行することで歳入額が減少する一方、老人福祉費の割合が増加する財政構造となり、公共施設に係る更新費用や維持管理費用等の捻出が厳しい状況になる等、財政的な負担が大きくなり、公共施設の適切な運用や更新の見通し等が必要になることを示しています。

今後、町民の安全な公共施設等の利用を確保しながら、町民の求める機能を兼ね備えていくためには、公共施設等全体の施設・サービスのあり方も併せて検討していく必要があります。

このため、本町が保有する公共施設等の全体的な状況を統括的に把握、整理し、更新経費等を分析し、長期的な視点をもって、公共施設等の長寿命化、適切な更新経費の把握、施設の統廃合等を計画的に行い、将来的な財政負担の軽減、平準化に向けて、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するための計画として、本計画を策定します。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「第6次棚倉町振興計画（以下、振興計画）」を上位計画とし、振興計画との整合を図るとともに、国が示す「国土強靱化基本計画」及び「インフラ長寿命化基本計画」とも整合を図り、「棚倉町行政改革大綱」をはじめとした他の計画と連動して、各政策分野の中の公共施設面の取組みに横断的な指針を提示するものです。

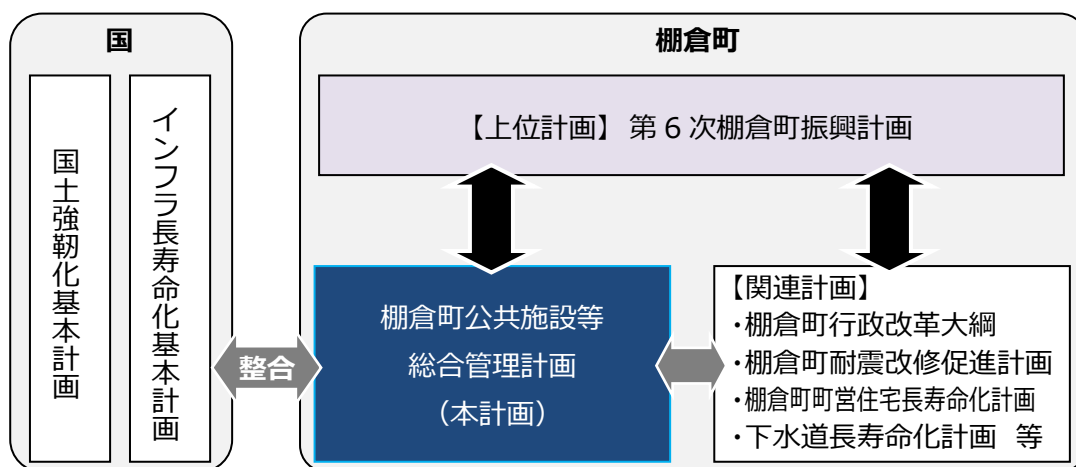


図 1-1 計画の位置づけ

1-3 計画の期間

本計画の推進に際しては、施設の維持・管理・更新において長期的な視点が不可欠であることから、平成 29 年度（2017 年度）から 20 年間を計画対象期間とします。

なお、住民ニーズの変化や法改正、その他社会情勢の変化など、本町を取り巻く環境は今後も変化することが想定されるため、上位計画である第 6 次棚倉町振興計画の終了年度である平成 36 年度（2024 年度）を中間見直し年度とし、本計画の見直しを行います。（ただし、中間見直し年度以外で見直しが必要となる場合にはこの限りではない。）

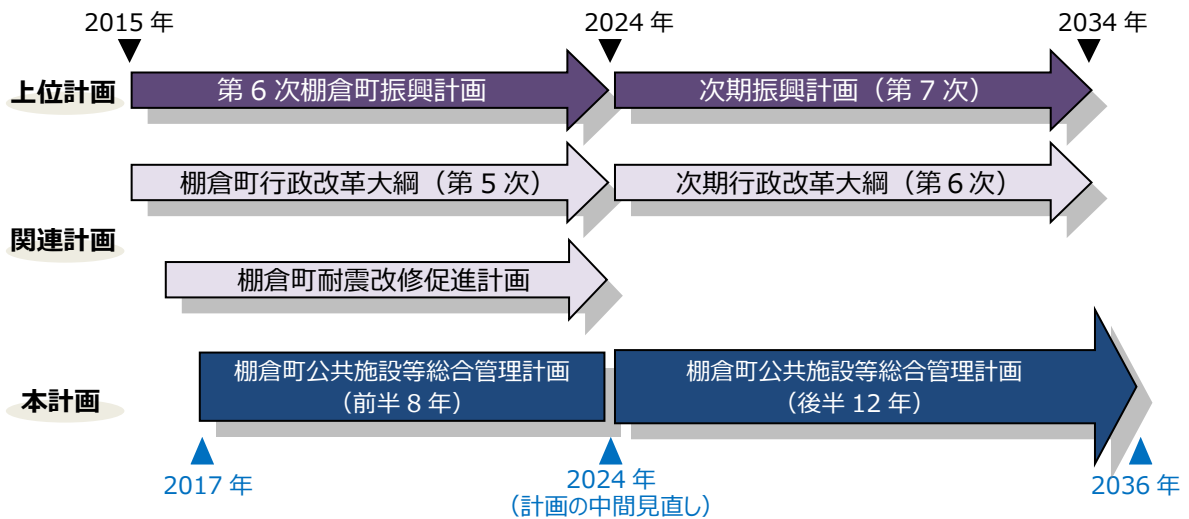


図 1-2 計画の期間

1-4 計画の改定

本計画は平成 29 年 3 月に策定しましたが、この度の総務省の要請に従い、本計画の一部を改正しました。

なお、改定後の計画期間については、計画終了年度は変更せず令和 18 年度（2036 年）とし、令和 6 年度（2024 年）を中間見直し年度とします。

《主な改正箇所》

- ①資産の老朽化等を示す「有形固定資産減価償却率」の推移を追記しました。【2. 2-1 (6)】
- ②公共施設の新規整備については、ユニバーサルデザイン化の街づくりについて追記しました。【2. 2-3 (2) 2)】
- ③公共施設の広域化について追記しました。【2. 2-3 (2) 4)】
- ④地方公会計（固定資産台帳）の活用について追記しました。【2. 2-3 (2) 5)】

1-5 対象施設

本計画は、中長期的視点をもって公共施設等の維持管理や修繕・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適な配置を実現しようとするものであるため、町が保有する公共施設等の全体を把握する必要があります。

そのため、本計画で対象とする施設は、公共施設だけでなく、道路・橋りょう、公園等のインフラ施設も含むものとします。

表 1-1 対象施設一覧

項目	施設分類	施設の例
公共施設	町民文化施設	コミュニティセンター、文化センター 等
	スポーツ・レクリエーション施設	体育館 等
	学校教育施設	小・中学校 等
	子育て支援施設	幼稚園、子どもセンター 等
	保健福祉施設	保健福祉センター 等
	行政施設	町役場 等
	消防施設	消防センター 等
	公営住宅施設	町営団地 等
インフラ施設	公園施設	公園 等
	都市基盤施設	道路、橋りょう 等
	上水道施設・下水道施設	—

1-6 計画の進行管理・マネジメント・推進体制

計画については、担当課において進行管理・マネジメントを行います。

また、関係課から成る庁内組織を立ち上げ、同組織による全庁的な体制の下、PDCAサイクル（計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action））の循環検討手法の考えに基づき見直しを図るとともに、歳入・歳出額の変動や扶助費等の増大、更新費用試算条件の変更等の場合に、適宜見直しを行います。

本計画の推進に際しては、庁内組織が主体となり「施設評価」「施設再編プラン」「保全計画」等の検討を進めるとともに、住民や施設管理者、その他関係機関等の様々な主体と各種調整を進めます。

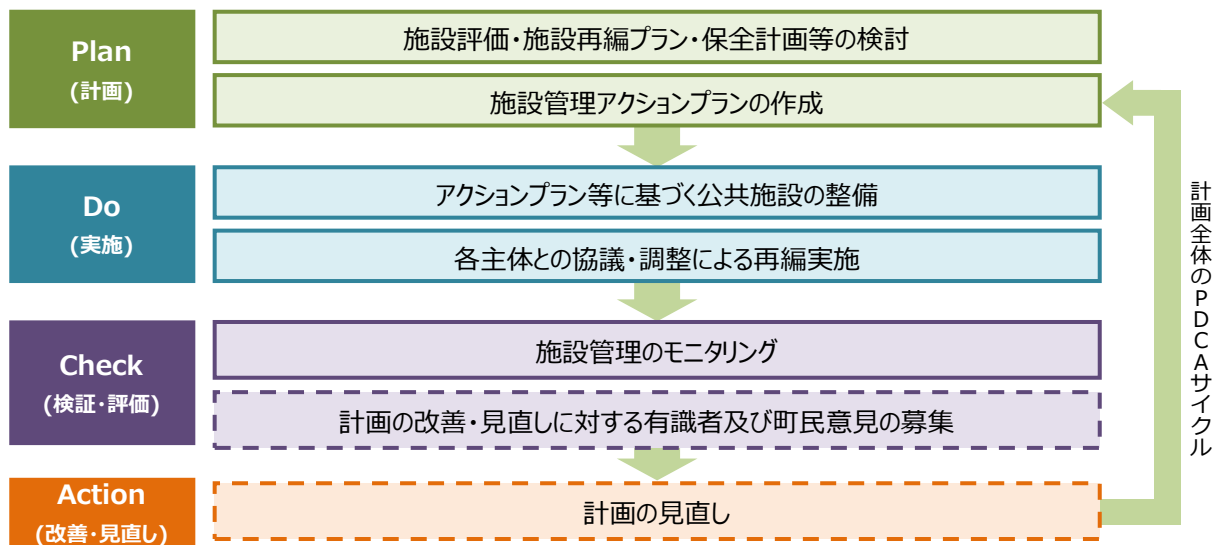


図 1-3 PDCA サイクルイメージ

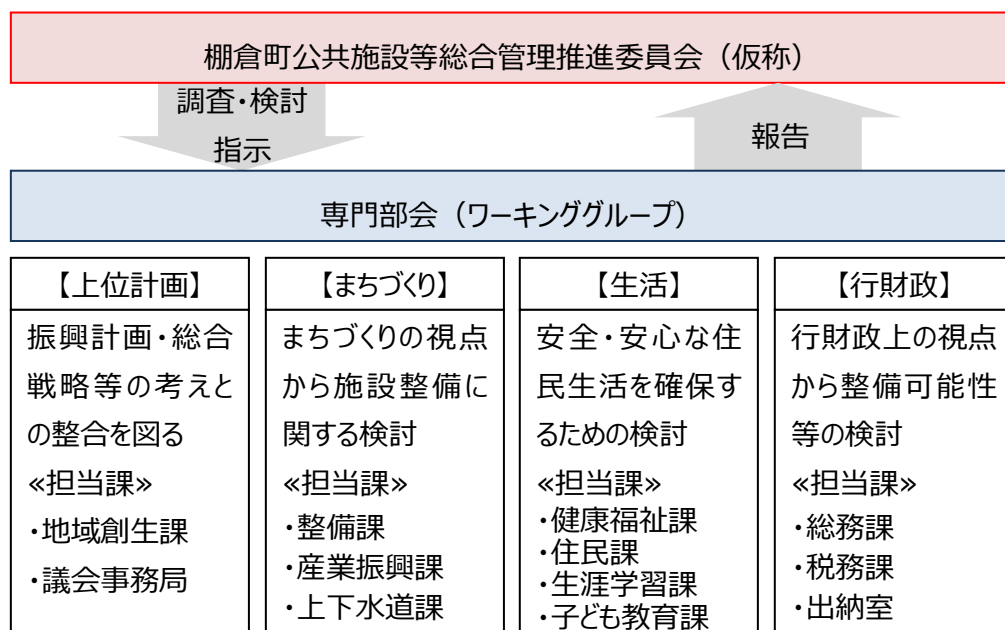


図 1-4 庁内推進体制のイメージ

2. 公共施設等の管理に関する基本方針

2-1 公共施設における現状と課題

本町の公共施設を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、今後施設管理を行う上で様々な変化への対応が求められます。

対応の検討を進める上で、ここでは地域の現状や特性、公共施設の現状・実態からみえる課題について整理しました。

本町の公共施設における課題は大きく5つに分けられ、これらの課題を解決するための検討が必要です。

表 2-1 公共施設における課題の概要

視点・概要	内容
【利用者の視点】 施設の老朽化・利用上の不具合	<ul style="list-style-type: none"> ・ SRC 造・木造等の公共施設の約 7 割が耐用年数を超過おり、建物の老朽化による不具合の発生や、バリアフリーへの未対応など利用上の問題が山積している。 ・ 昭和 56 年 6 月 1 日以前の旧耐震基準による施設が約 2 割存在している等、喫緊の対応が課題。
【維持管理の視点】 施設の維持管理に掛かる財源の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の維持管理費は図書館の新設・体育館の更新等で約 4 倍（H26/H21）に増加している一方、人口減少による利用者総数の減少や歳入等の減少により、維持管理に係る財源の不足が想定される。 ・ 制約された財源の中での維持管理費の確保が課題。
【施設更新の視点】 公共施設の更新時期の集中及び財源の不足	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厳しい行財政の中、現時点で更新の検討が必要な木造を中心とした施設や、将来的に検討が必要となる中・大規模施設等における、更新費用の財源が不足している。
【地域特性の視点】 人口減少・少子高齢化による住民ニーズの変化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来的な総人口は約 5 割にまで減少する見込みとなり、さらに高齢化により総人口の約 5 割が高齢者となる等、人口構造の変化による、学校の統廃合等や福祉施設の需要の増加など、住民ニーズの変化への対応が必要となる。
【施設立地の視点】 施設の集約立地による地域間格差の発生・非効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の棚倉地区への集約立地に伴い、公共サービスの提供レベルに地域間格差が発生している。 ・ また、棚倉地区においては同一機能が重複する等、非効率な運営体制がみられる。

(1) 施設の老朽化・利用上の不具合

建物には安全性に問題なく使用できる期限（耐用年数）があり、財務省が公表する「減価償却資産の耐用年数に関する省令」において、建物の構造別に定められています。

本町には138の公共施設がありますが、このうち鉄骨鉄筋コンクリート造では約67%、木造の建物では約69%、コンクリートブロック造の建物では約83%が耐用年数を超過しており、老朽化している施設が多いことがわかります。

耐用年数を超えた場合でも使用出来なくなるわけではありませんが、老朽化の進行により、建物の腐食や損壊等の発生、さらにはバリアフリーの未対応など利用上の不具合が発生するとともに、耐震化の未対応や耐震機能の低下により倒壊の危険性が増し、安全・安心に利用できる環境の確保が難しくなります。

また、旧耐震基準法が適用されていた昭和56年6月1日以前の公共施設は全体の約16%で、そのうち耐震化未実施の公共施設は全体の約10%存在しており、早急な対応が課題となっています。

誰もが安全・安心に利用できる施設環境を確保するために、各施設の適切で効率的な維持管理を進める必要があります。

表 2-2 構造別耐用年数の実態

構造	耐用年数 (目安)	本町の 全建物数	耐用年数 超過数	割合
鉄筋コンクリート造	50	29	1	3.4%
鉄骨鉄筋コンクリート造	50	6	4	66.7%
木造	24	81	56	69.1%
鉄骨造	38	16	1	6.3%
コンクリートブロック造	41	6	5	83.3%

資料：資産管理台帳

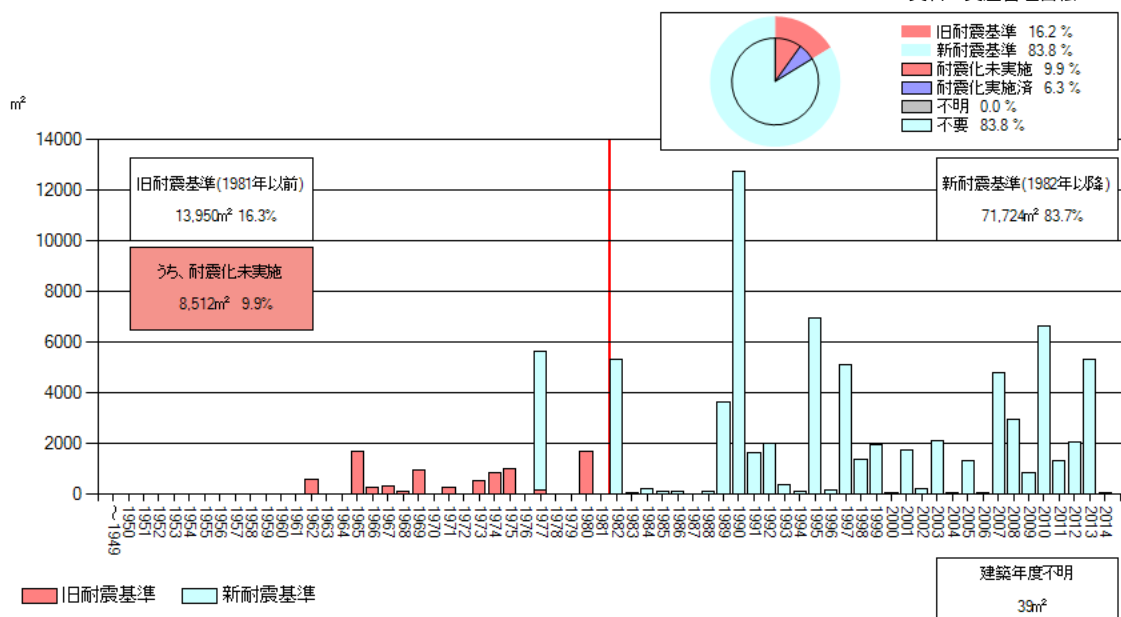


図 2-1 本町の公共施設における耐震化の状況

資料：耐震診断実績資料

(2) 施設の維持管理に掛かる財源の不足

本町の主要な社会教育施設（図書館、文化センター、体育施設）の利用者数は平成 21 年度時点から平成 25 年度までは減少傾向にありましたが、平成 25 年度に新たな図書館の開館により図書館の利用者が約 3 倍程度に増加したことにより、平成 26 年度における全体の利用者数は平成 21 年度から約 1 万人増加しています。

一方、平成 26 年度の新図書館の維持管理費は、平成 21 年度（旧図書館）に対して、約 2.2 倍に増大しています。また、公共施設全体の維持補修費については、過去 5 年平均で約 5,000 万円程度発生しており、今後施設の老朽化の進行に伴い更に増大することが見込まれるなど、維持管理に充てる財源の確保が課題となります。

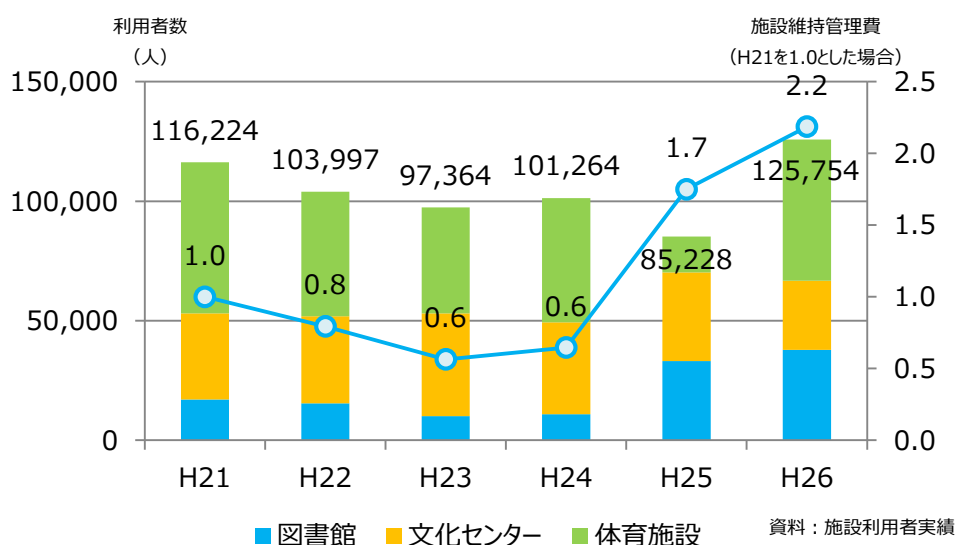


図 2-2 主要施設（図書館・文化センター・体育施設）の利用者数、維持管理費の推移

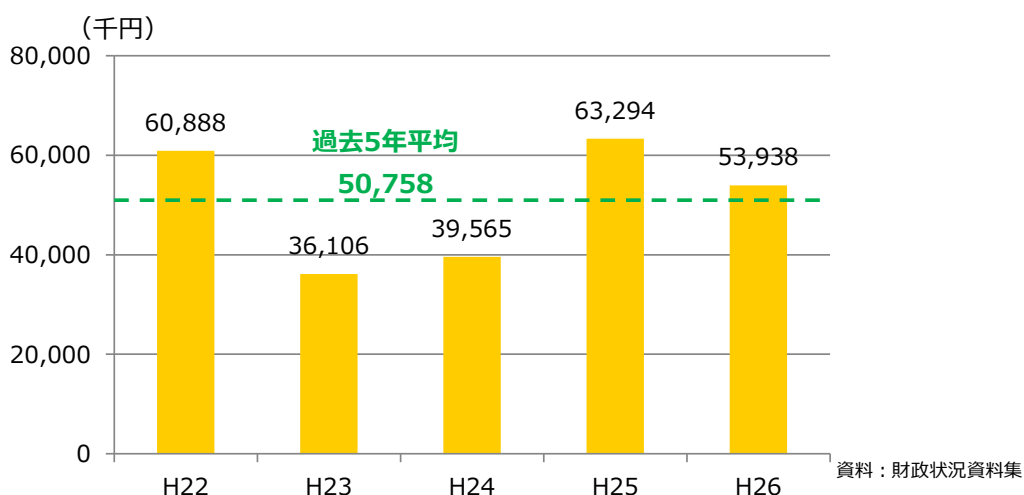


図 2-3 公共施設等の維持補修費の推移

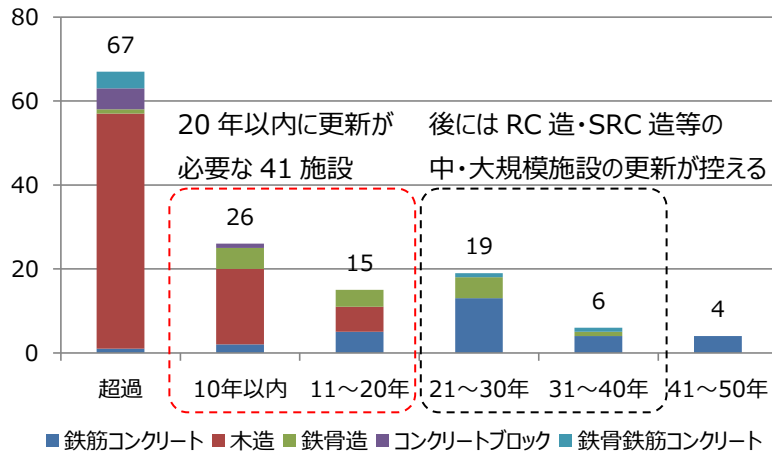
(3) 公共施設の更新時期の集中及び財源の不足

建物の耐用年数経過時点で施設の更新を行うと仮定した場合、今後 10 年以内に木造の施設を中心に 26 施設、20 年以内では鉄骨造の大規模施設の更新も加わり合計で 41 施設の更新が必要となります。

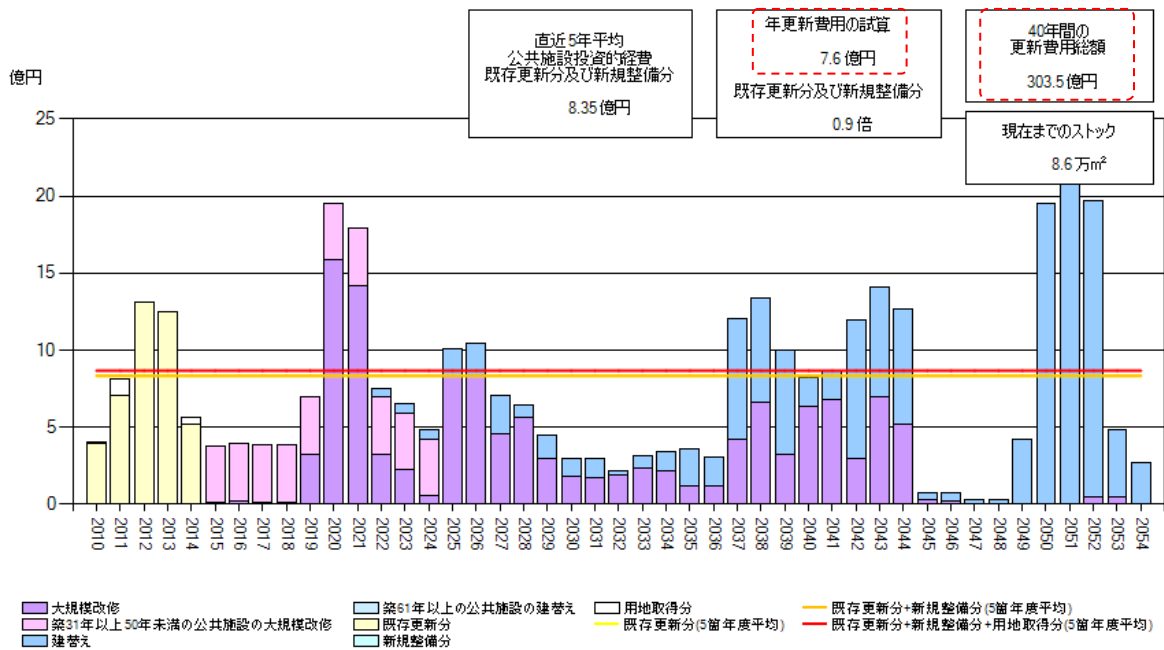
その後も 10 年ごとに鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の大規模改修が必要となり、今後 40 年間に発生する更新総額は 303.5 億円と試算され、年間約 7.6 億円の財源確保が必要となります。

本町の直近 5 年間に要した公共施設の更新・整備費用は約 8.4 億円ですが、これは平成 24・25 年度において東日本大震災からの復旧・復興等に向けた費用増加及び国・県の財源及び地方債の発行等によるものであり、震災以前の平成 22 年度における約 4.0 億円程度を基準とした場合、約 1.9 倍の財源確保が必要となります。

今後、人口減少により税収等の歳入が減少の見込みとなる中で、公共施設の整備・更新に掛かる財源確保が課題となります。



資料：資産管理台帳



資料：財政状況資料集

図 2-5 将来の更新費用の推計 (公共施設)

(4) 人口減少・少子高齢化による住民ニーズの変化

平成 27 年 10 月に策定した「棚倉町長期人口ビジョン」の将来人口推計では、2060 年に 6,651 人（約 56%減少）へ人口が減少し、その内約 49%が高齢者となる予測であり、超高齢化の人口構成となると見込まれています。

人口減少、少子高齢化等の人口構造の変化により、学校教育施設（小・中学校等）や子育て支援施設が需要低下により余剰化する一方で、保健福祉施設（保健福祉センター等）への需要は増加し、需給バランスにギャップが生じることが考えられます。

一方、町民の意向は、施設を維持する優先度は学校施設が高く、児童・生徒に対し安全・安心な学習環境を提供することが重要と考えているため、町民の意向と整合を図りながら公共施設の維持・整備の優先度を検討する必要があります。

また、各地域における集落の縮小化、中心市街地への人口集中など、居住環境の変化も想定される中で、地域毎の将来的な特性を考慮し、住民ニーズに合った適切な施設立地を行うことが求められてきます。

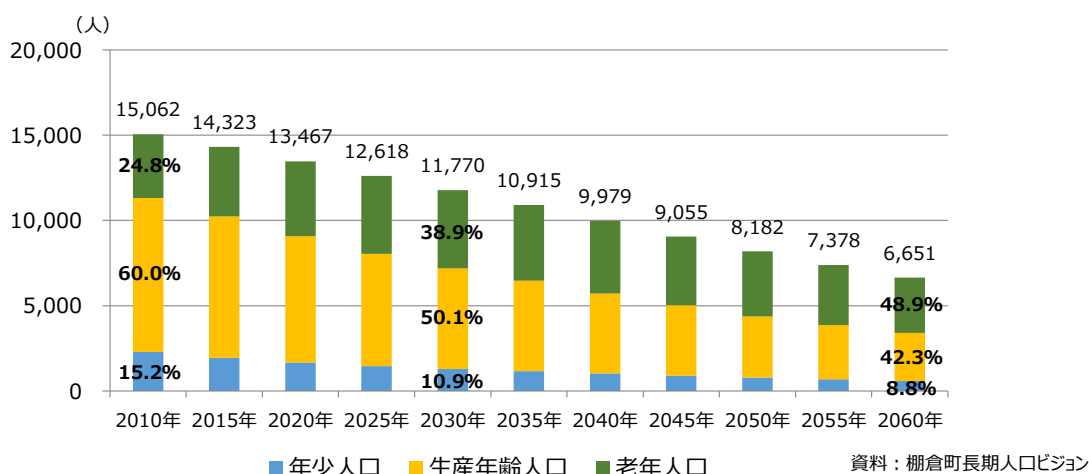


図 2-6 将来人口推計及び年齢別人口区分

表 2-3 住民意見による施設維持優先順位

施設維持優先順位 (回答者：419人)	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設 (町役場・町民センター等)	270	66	43	0.90
保健福祉施設 (保健福祉センター等)	120	104	50	0.65
子育て支援施設 (子どもセンター等)	111	78	41	0.55
文化施設 (集会所・コミュニティセンター)	42	38	31	0.26
社会教育施設 (図書館・文化センター)	132	108	59	0.71
学校施設 (小学校・中学校)	198	122	39	0.86
スポーツ施設 (ルネサンス棚倉・体育館等)	114	96	35	0.58
公営住宅施設 (団地・貸家等)	6	8	11	0.06
公園施設 (山本公園・ポケットパーク等)	24	50	19	0.22

(5) 施設の集約立地による地域格差の発生・非効率化

本町は棚倉地区、社川地区、高野地区、近津地区、山岡地区と大きく5つに分類されます。棚倉地区には全人口の約半数が居住しており、公共施設等においても当該地区に集中的に立地しています。

国が進める「コンパクト&ネットワーク」の考えに沿った配置がなされている一方、棚倉地区への他地区からのアクセスに課題があり、地区によって利用できるサービスに格差が生じています。また、棚倉地区内の公共施設等は、地区内に分散して立地しており、複数の施設の一体的な維持管理ができない状況にあります。

棚倉地区の施設カバー圏域※1については、同一機能を有する公共施設が19施設あり、多くは公営住宅等の耐用年数が超過した耐震化が必要な建物となっており、こうした施設の更新に際しては、集約等の検討が求められます。

今後人口構造が変化し、居住環境の変化が想定される中で、各地区への分散配置や施設の統廃合・複合化等を検討する必要があります。

※1 施設カバー率：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」より徒歩圏域が800mに設定されていることを鑑み、公共施設のサービスが提供される範囲（カバー圏域）を800mに設定するものである。

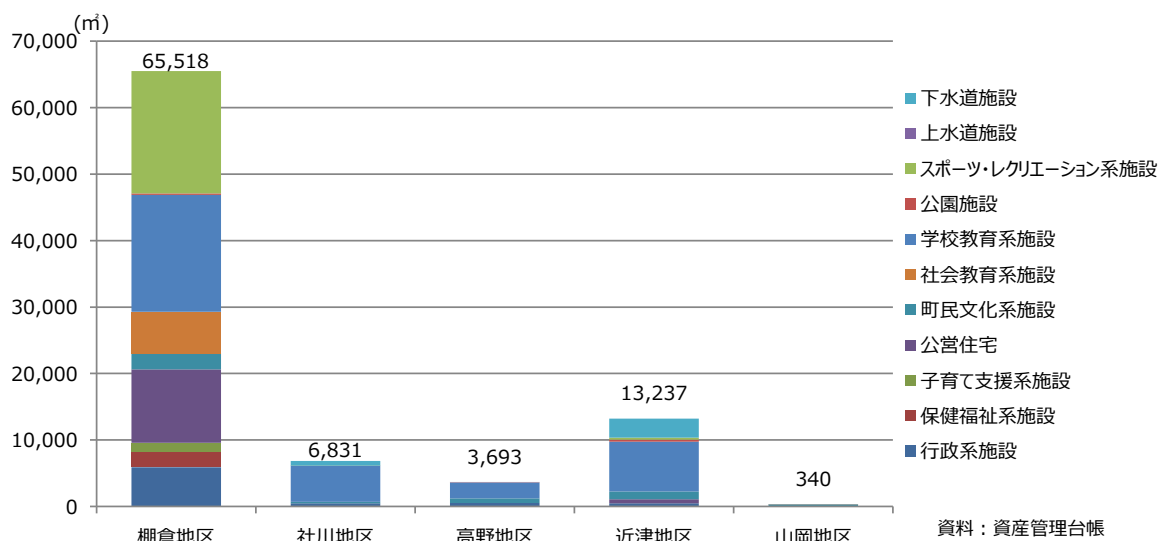


図 2-7 地区別公共施設延べ床面積

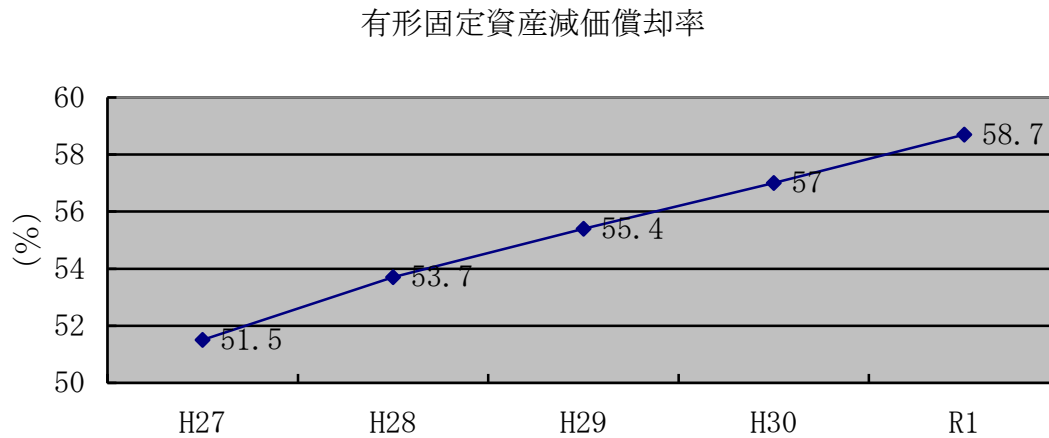
表 2-4 施設カバー圏域内における機能が重複する施設数

地区名	重複する施設数	施設の例
棚倉地区	19	消防施設、公営住宅 等
社川地区	0	—
高野地区	0	—
近津地区	3	集会施設 等
山岡地区	0	—

(6) 有形固定資産減価償却率について

有形固定資産減価償却率とは、町が保有している有形固定資産のうち、償却資産の取得額等に対する減価償却累計額の割合を算出するものであり、「資産の老朽化率」と捉えることもできます。

平成27年度から5年間の有形固定資産減価償却率は次の図のとおりとなります。



出典：棚倉町財務諸表より

【上記推移から】

- ・減価償却率 (=老朽化率) が右肩上がりであり、資産の老朽化が進んでいる。
- ・資産の更新や長寿命化対策が必要。

2-2 課題への対応方針

本町における課題を踏まえ、それらを解決するための基本方針及び施設管理に関する基本的な考えを整理します。

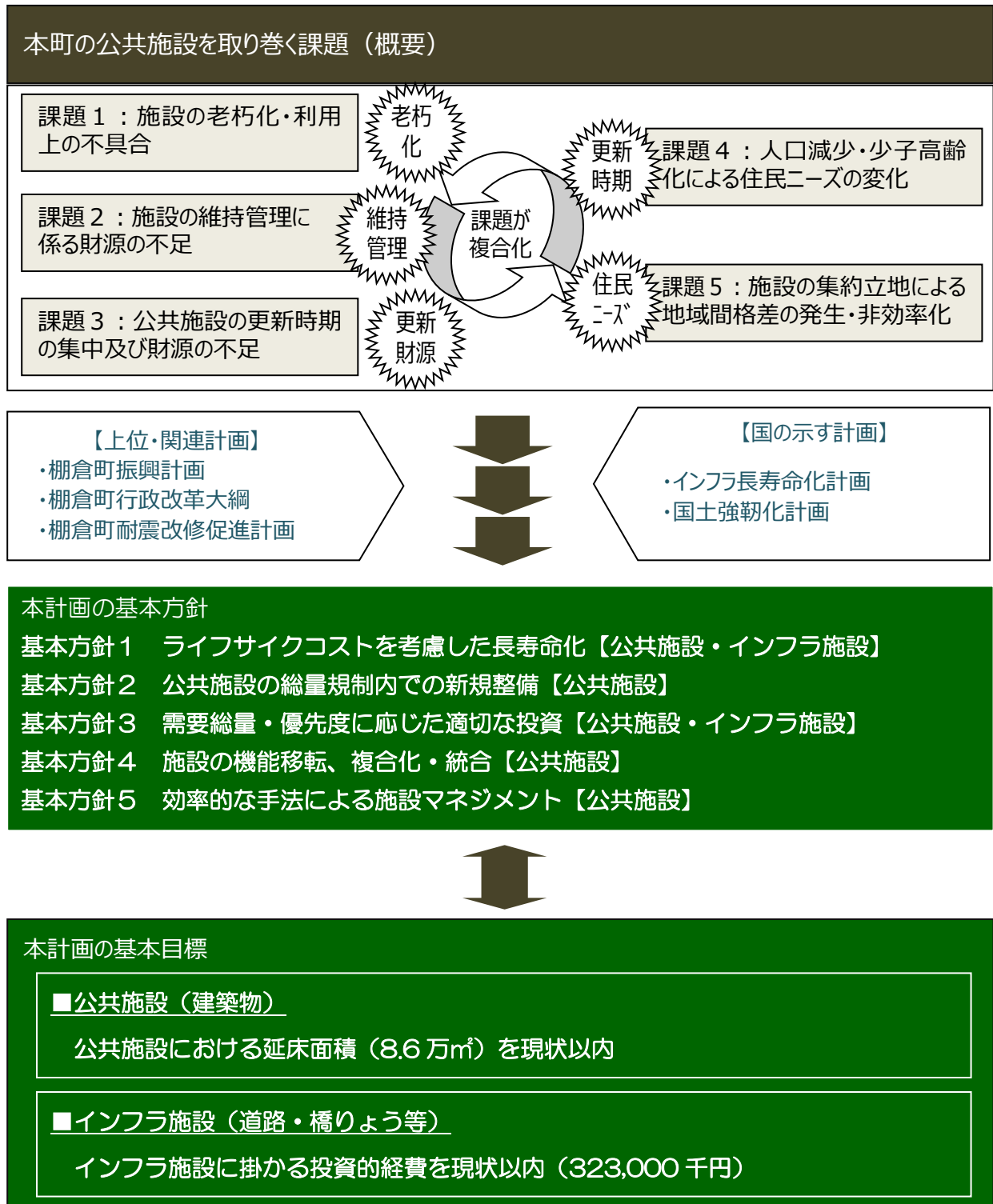
上位計画における考え方	本町を取り巻く環境の変化	国の計画・関連計画との整合
<p>【第6次棚倉町振興計画における公共施設のあり方・方向性】</p> <p>めざす将来像「人を・心を・時をつなぐ たなぐらまち」</p> <p>政策1「はぐむ」：幼稚園や子どもセンター、運動施設等の機能充実・あり方検討等 政策2「あんしん」：防災拠点の強化、交通安全施設の整備検討、上下水道施設の更新等 政策3「すこやか」：医療・福祉・介護施設の計画的な整備検討等 政策4「いきいき」：ルネサンス棚倉の計画的な改修・維持管理、直売施設の拡充等 政策5「むすぶ」：道路・公園・治山施設の適切な維持管理・長寿命化 政策6「きずく」：集会施設の整備・改修、公共施設の指定管理者制度の活用</p>	<p>【人口】平成2年以降減少傾向にあり、今後更なる減少が想定される。さらに、高齢化率が平成22年現在24.8%、50年後には約49%まで増加する見込み。</p> <p>【住民】自然災害の多発化、福島第一原発事故などの影響から「安全・安心」への関心が高まる。住民同士の助け合い等、コミュニティ形成・強化等が重要。</p> <p>【まちづくり】NPO団体・ボランティア活動の増加等、多様な主体が「公」の役割を担う環境へと変化しつつあり、「協働」によるまちづくりの体制構築が必要。</p> <p>【公共施設】公共施設の約4割が1990年代に建設されており、施設の老朽化や不具合等の発生が想定され、立替等の更新時期の集中などへの対応が必要。</p>	<p>【国の計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土強靱化計画 インフラ長寿命化基本計画 <p>【町の関連計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> 棚倉町行政改革大綱 棚倉町耐震改修促進計画

5つの課題		課題解決に向けた考えのポイント	本計画における基本方針
概要	内容		
<p>【課題1】</p> <p>施設の老朽化・利用上の不具合発生</p>	<ul style="list-style-type: none"> SRC造・木造等の公共施設の約7割が耐用年数を超過し、建物の老朽化による不具合の発生や、バリアフリーへの未対応など利用上の問題が山積している。 昭和56年6月1日以前の旧耐震基準による施設が約2割存在している等、喫緊の対応が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 耐用年数を超過する施設における内外装の劣化状況、設備・機能等の不具合状況を点検・診断等により適切に把握 点検・診断の結果により、対応が必要となる場合には、度合いにより適正な修復・改修等の実施や施設更新等の実施が必要 耐震診断等を含めた、基準に準拠した診断等の実施が必要 	<p>方向性①：施設の長寿命化の検討 施設の耐用年数を踏まえ、優先度を考慮した施設の長寿命化に繋がる適正な管理を行い、ライフサイクルコストの縮減を図る観点で「予防保全」の考え方による施設の点検・診断等を行うなど、計画的な維持管理・更新を検討する。</p>
<p>【課題2】</p> <p>施設の維持管理・更新に係る財源の不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の維持管理費は図書館の新設・体育館の更新等で約4倍（H26/H21）に増加する一方、人口減少による利用者総数の減少や歳入等の減少により、維持管理に係る財源の不足が想定される。 制約された財源の中で維持管理費の確保が課題。 	<ul style="list-style-type: none"> 経年劣化が想定される設備や備品、機器等の日常的な管理による大規模な改修を縮減することが必要 行政運営だけで公共施設の維持管理を行わず、様々な主体と連携し、コスト・人材を抑えた施設管理の検討が必要 施設の料金設定や利用率等の運営体制の改善が必要 	<p>方向性②：既存施設の活用による新規整備の抑制 新規整備の検討に際しては、国・県・民間からの貸借等による対応等、建設を伴わない整備を検討するとともに、償却済み資産等の利活用及び土地活用等による更新等、総量規制内での新規整備を行う。</p>
<p>【課題3】</p> <p>公共施設の更新時期の集中及び財源の不足</p>	<ul style="list-style-type: none"> 厳しい行財政の中、現時点で更新の検討が必要な木造を中心とした施設や、将来的に検討が必要となる中・大規模施設等における、更新費用の財源が不足している。 	<ul style="list-style-type: none"> 住民ニーズや上位計画におけるまちづくりの考えを踏まえた、公共施設の優先度を定め、整備を進めることが必要 更新が必要な場合においては、本町が所有する施設や国・県等が所有する施設等の既存施設を有効活用し、新たな建設に掛かる投資を抑制することが必要 	<p>方向性③：利用需要等を踏まえた整備優先度の設定 生活する上で最低限必要となる公共施設及び今後需要拡大が見込まれる福祉施設は優先的に維持管理を行うとともに、誰もが安全・安心に利用することができるよう、耐震化が必要な施設については計画的な実施を検討する。</p>
<p>【課題4】</p> <p>人口減少・少子高齢化による住民ニーズの変化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 将来的な総人口は約5割にまで減少する見込みとなり、さらに高齢化により総人口約5割が高齢者となる等、人口構造の変化による、学校の統廃合等や福祉施設の需要の増加など、住民ニーズの変化への対応が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 人口構造の変化による施設に対するニーズ変化を踏まえ、施設分類ごとに重要度を定めることが必要 需要が低下する施設においては、劣化状況等を踏まえ統廃合や他の機能との複合化の検討が必要であり、需要が増加し、機能が不足する場合には、既存施設・土地を活用した更新を検討 	<p>方向性④：公共施設管理の効率化の検討 地域の人口規模及び需要に見合った施設保有数、配置の適正化を図るとともに、同一機能が重複する地区などについては、施設の状況を踏まえつつ、他の機能との複合化や統合により、施設総量の緩やかな減少を検討する。</p>
<p>【課題5】</p> <p>施設の集約立地による地域間格差の発生・非効率化</p>	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の棚倉地区への集約立地に伴い、公共サービスの提供レベルに地域間格差が発生している。 また、棚倉地区においては同一機能が重複する等、非効率な運営体制がみられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ただ地域ごとに同様の公共サービスを提供するのではなく、地域毎の特性やニーズ、施設の利用実態等を踏まえた、適切な施設の配置を検討することが必要 公共サービスの高水準化による利用者満足度の向上を検討 運営上の非効率化を避けるため、同一機能の統合等を検討 	<p>方向性⑤：様々な主体が連携したマネジメントの検討 施設の利用率の向上や料金設定の見直しなどにより、適正な受益者負担を図るとともに、民間等の資金やノウハウを活用しサービスを適正なコストで提供するため、PFI/PPPの活用・住民協働によるマネジメントの導入を検討する。</p>

2-3 基本方針・基本目標

(1) 基本方針・基本目標の概要

前項において整理した本町の公共施設を取り巻く課題や上位・関連計画及び国の示す考え等を踏まえ、本計画における基本方針として以下に示す5つの方針を定めます。



(2) 基本方針の考え方

1) 基本方針1：ライフサイクルコストを考慮した長寿命化

公共施設の維持管理・更新等には、ライフサイクル全体を通じたコスト削減に繋がるよう、事業計画を策定し、長寿命化を図ります。

事業計画のもと、施設の長寿命化に繋がるよう適正な管理を行うとともに、「機能診断・予防保全」による施設の点検・診断等を行うことでライフサイクルコストの削減を図り、計画的な維持管理・更新を検討します。

また、道路・橋りょう等のインフラ施設においても、定期的な点検・診断等により、劣化・損傷の程度確認及び現状把握を行い、要因分析・評価等による適切な措置の実行など、計画的に修繕・更新を検討します。

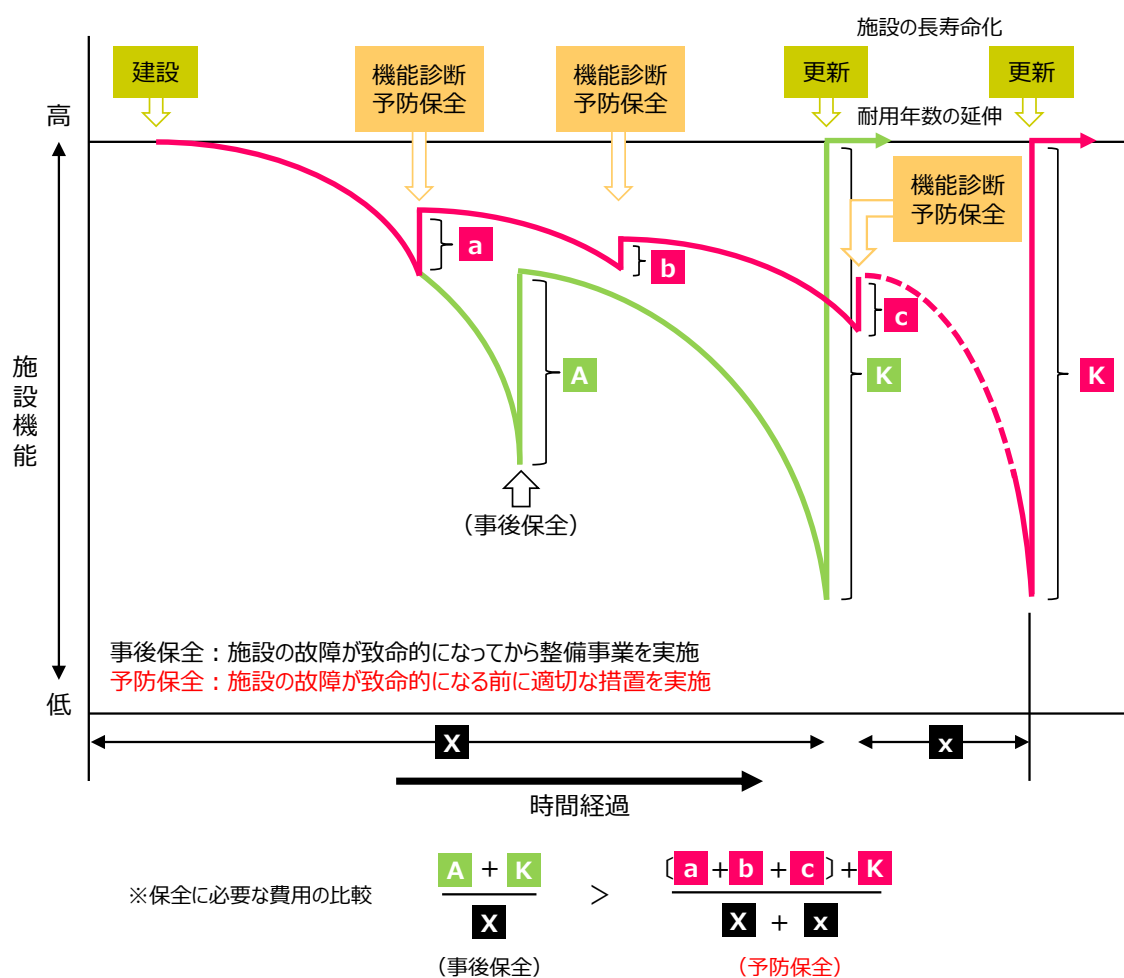


図 2-8 施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減のイメージ

2) 基本方針 2 : 公共施設の総量規制内での新規整備

今後、新たな住民ニーズ等の発生により公共施設の新規整備の検討が必要となる際には、町が保有する既存公共施設の有効活用や国や県が保有する施設の貸借、または民間が保有する施設の貸借・買収など、新たな建物の整備を伴わない方法での整備を検討し、ユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、誰もが利用しやすくなることを目指しながら、建設事業費に掛かる投資的経費の圧縮を図ります。

上記の方法による対応が困難であり、喫緊の整備を要する場合には、ライフサイクルコストの縮減や、他の整備・更新が必要となる機能との統合・複合化を図り、総量（全体的な施設数・延床面積）を過度に増加させることなく、総量規制内での整備を検討します。

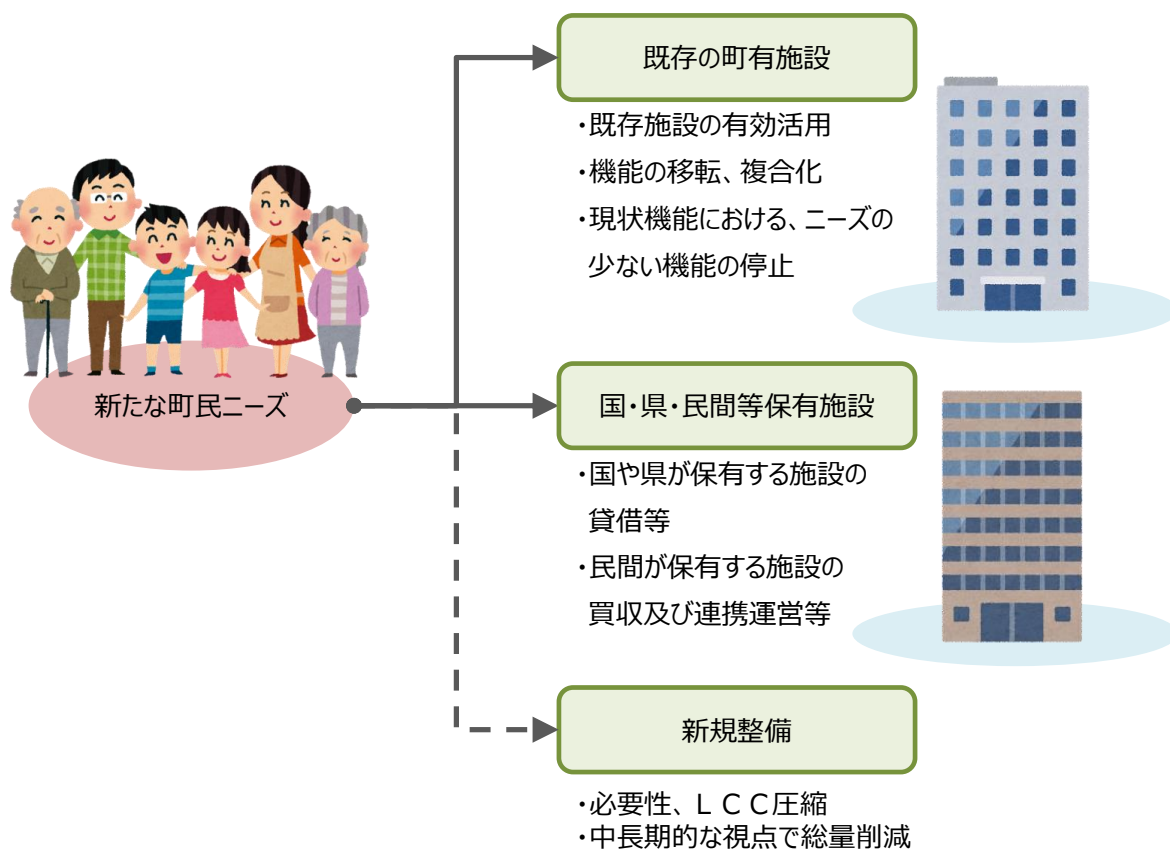


図 2-9 新規整備抑制のイメージ

3) 基本方針3：需要総量・優先度に応じた適切な投資

町民が安全・安心、かつ快適な居住環境を維持・確保することを基本とし、住民ニーズ等も踏まえ、公共施設の優先度を設定し、適切な維持管理（点検・診断、耐震化、補修等）及び更新を行います。

最優先で検討する施設として、次代を担う子どもたちがより良い環境で教育を受けられ、自我を育成するための「学校施設」や「子育て支援施設」があり、これらを維持し、必要に応じて更新する必要があります。

また、本町の行政の中心を担う拠点であり、町の活性化においても中心的役割を担う「行政施設」も、最優先で維持を図ります。

それに次ぐ施設として、今後の需要拡大が想定される「保健福祉施設」や、災害時における防災拠点としての機能を有する施設も、適切な維持管理を図ります。また、町民の日常生活や町の経済活動、観光交流等の基盤となる道路・橋りょう等の「インフラ施設」及び「公園施設」「上下水道施設」においても、必要不可欠な基盤施設と考えます。

その他の施設においても、住民ニーズや今後のまちづくり等を踏まえた必要性を整理し、適切な維持管理を行います。

表 2-5 公共施設の優先度のイメージ

優先度	機能	施設例	概要
最優先	 <p>教育・子育て支援機能 行政機能 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 幼稚園 ・ 町役場 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次世代を担う子どもたちが生活の多くを過ごす場所であり、耐震化など安全・安心の優先的な確保が必要 ・ 災害時の防災拠点機能を有する施設
優先	 <p>保健福祉機能 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉施設 ・ 保健施設 ・ 障害者支援施設 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の町民が、生活を営む上で必要な保健・福祉サービスを提供する施設 ・ 災害時の町民生活の支援機能を有する施設
その他	 <p>インフラ機能 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路 ・ 橋りょう ・ 公園施設 ・ 上下水道施設 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町民の日常生活や町の経済活動、観光交流等の基盤となる道路・橋りょう等の施設

4) 基本方針 4 : 施設の機能移転、複合化・統合及び広域化

人口規模や地域の特性、住民ニーズ及び財政規模に見合った、施設保有数及び配置の適正化を図るため、利用ニーズの変化又は大幅な減少がみられるものについては、施設機能の移転や複合化・統合等を含め、機能のあり方を検討し、本町における公共施設総量の緩やかな減少を図ります。

複合化・統合に際しては、地域に必要である機能や求められている機能等を十分に把握・分析するため、地域との連携や協働により検討します。

広域化については、近隣市町村や定住自立圏構想などによる広域化の連携について、検討していきます。

それにより、地域における住民間での交流・連携の活性化に寄与する施設の、機能性・拠点性の向上を図ります。

なお、施設の建て替えに際しては、長期的なニーズの変化に対応でき、容易に機能の転換が図れる建築工法等を採用する等の検討を行います。

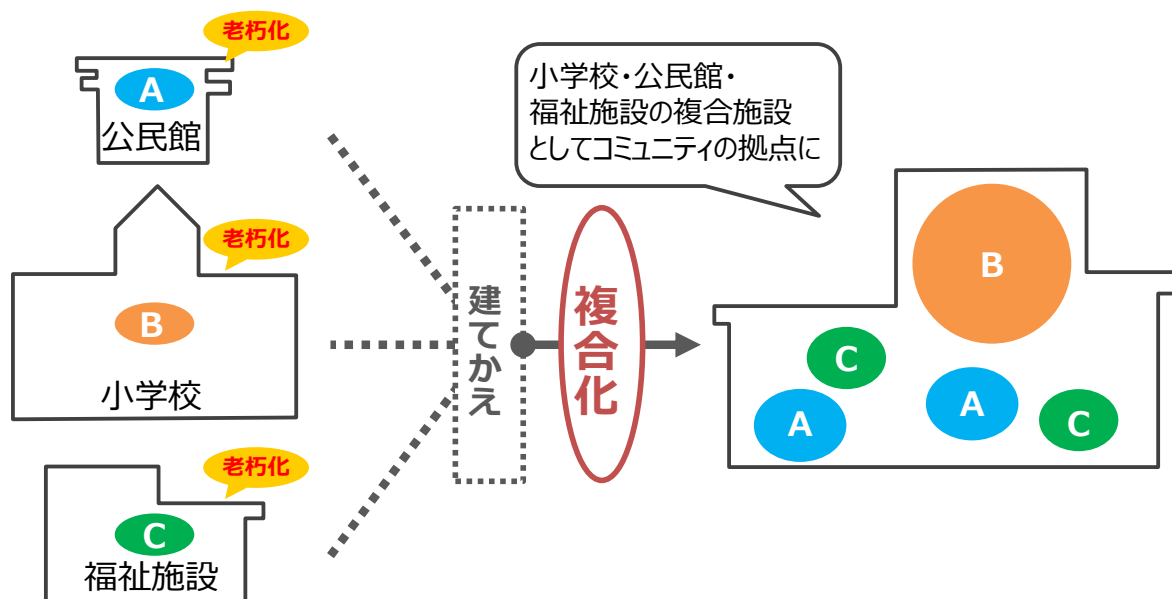


図 2-10 施設の機能移転、複合化・統合のイメージ

表 2-6 複合化・統合によるメリット・デメリット

項目	内容
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の総量の圧縮 ・ 多機能化によるサービス水準の向上 ・ 利用者間の交流を促進 ・ 地域防災機能の強化 ・ 維持管理費用の削減
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設までのアクセスが不便になる地域が発生

5) 基本方針 5 : 効率的な手法による施設マネジメント

公共施設全体の管理の最適化を図るためには、総合的な視点から施設の実態を把握し、分析、対策検討を実施するとともに、ライフサイクルコストの縮減、長寿命化を検討する必要があるため、各施設を管理する庁内関係課の横断的な管理体制を構築し、施設マネジメントの一元化を図ります。

また、公共施設の利用実態を踏まえ、適切に維持管理に掛かるコストの削減を図るとともに、利用率の向上や料金設定等の見直しによる受益者負担の適正化を図ります。

さらには、固定資産台帳を活用しながら、公共施設等の維持管理に係るコスト状況や修繕履歴などのデータを一元的・経年的に管理蓄積していくことで、将来的な修繕計画や施設評価への検討をします。

施設管理においては、サービスの質を確保しつつ適切なコストで提供するために、民間の資金やノウハウ等を活用できる仕組みとして指定管理者制度や PFI など公民が連携する手法の導入や民営化について検討します。また、それとともに、地域団体や NPO 等と協働で施設管理・マネジメントを行う事でコスト削減を図り、各地域における公共施設に対する意識醸成を図ります。

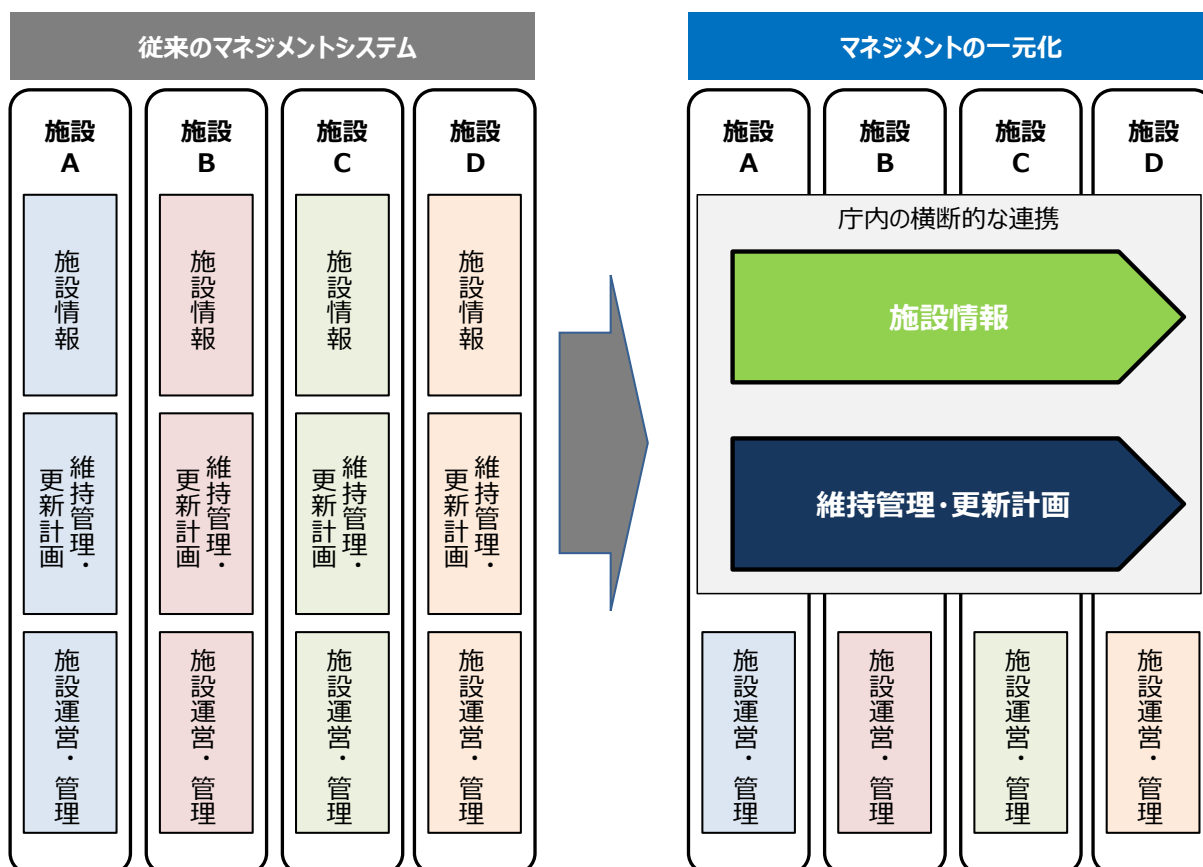


図 2-1 1 施設の機能移転、複合化・統合のイメージ

(3) 基本目標の考え方

1) 公共施設（建築物）

現在町が保有する公共施設を維持し続けた場合、人口減少の進行により、住民1人あたりの延床面積は増加することになり、これに伴って住民1人あたりに掛かる施設の維持管理・更新等のランニングコストが増加することになります。

しかし、本町においては公共施設等が他自治体に比べ少なく、公共施設の大きな減少は住民へ提供する公共サービスの低下を招き、安心して快適な暮らしを構築することが困難となります。

そのため、公共施設（建築物）においては、現状の延床面積の維持を目標とし、人口規模に応じた適切な施設の維持・確保を図ります。

表 2-7 公共施設（建築物）の目標値の考え方

項目	現状	目標年度
	平成 26 年 (2014 年) ※1	平成 48 年 (2036 年)
総人口	14,457 人	12,313 人 (推計)
公共施設の 延床面積	8.6 万㎡	8.6 万㎡以内
住民 1 人あたりの 延床面積	5.93 ㎡/人	6.98 ㎡/人

※1：財政状況資料等の整理が平成 26 年度までのため、基準を同年度に設定
資料：棚倉町長期人口ビジョン、資産管理台帳

2) インフラ施設

道路や橋りょう及び上下水道施設においては、既に敷設・配置されており、公共施設と同様に機能移転、統廃合・複合化等を検討することは困難であり、これまでに構築された生活基盤、経済基盤等を崩す可能性があります。

そのため、インフラ施設においては現状の投資額を維持し、適切な維持管理を行うとともに、生活環境の変化に応じた新設等をバランスよく実施することを目標とします。

表 2-8 インフラ施設の目標値の考え方

項目	過去 5 年平均 (平成 22 年度～平成 26 年度)	目標年度 平成 48 年 (2036 年)
	インフラ施設の 投資的経費	323,000 千円

2-4 公共施設等の維持管理方針

前項において設定した基本方針を踏まえ、公共施設等の具体的な維持管理方針について下記の通り定めます。



(1) 点検・診断等の実施方針

建築物を構成する建築部材や部品、設備機器等は、建物の耐用年数と同様、建築後の年数の経過により経年劣化していき、錆や腐食、欠損等の発生により建物自体の機能が低下するだけでなく、事故や怪我等の要因ともなり、建物の安全性が低下します。

建物を安全・安心に、長く使用するために、日常的に建物の点検及び定期的な保守を行うとともに、劣化状態により必要な場合は診断を行い、施設の状態について適切な把握・分析を行います。

また、インフラ施設においては、路面正常調査や構造物点検等を定期的実施しているため、調査・点検等の結果により、必要となる場合には補修等を実施します。

施設の保全優先度においては、実施する点検・診断等の結果をデータベース化し、危険箇所や劣化進行箇所等の記録や定期点検による劣化度合い等の確認状況により検討するとともに、施設の利用状況や機能性、拠点性、将来的な重要性を含めた総合的な判断のもと、検討を行います。

<点検・診断等の実施方針>

- ・日常的に建物の点検及び保守を実施（年に1回以上を基本）
- ・劣化状態により、必要に応じて建物診断を実施
- ・点検・診断結果のデータベース化による記録・蓄積

表 2-9 日常点検項目の一例

区分	構造別	概要
建物	構造体の安全について	各種荷重に対するチェック
	屋根・屋上について	防水チェック、パラペット、ルーフトレン・とい、屋上柵 等
	外装仕上げについて	吹付け塗装、タイル張り、シーリング材、ガラス 等
	建具について	アルミ製建具、鋼製建具、シャッター・防火扉 等
	内部仕上げについて	タイル、モルタル・コンクリート、床材、フローリング 等
	水周りについて	厨房、浴室、トイレ 等
	外構・その他について	境界標石、排水溝、駐車場、縁石 等
建物設備	電気設備について	電気主任技術者の選任、電気設備の法定 等
	給排水衛生設備について	消火設備、給排水衛生 等
	冷暖房換気設備について	冷暖房換気設備の維持管理 等
	昇降機設備について	エレベータ、エスカレーター 等
	ガス設備について	ガス漏れ検知器、ガスコンロ 等
	汚水浄化槽設備について	－

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

公共施設等の維持管理については、施設管理者が日常的な清掃や設備等の運転、警備保安等を実施し、清潔で安全な施設環境を維持し、修繕や小規模改修が必要となる場合には、施設管理者と各担当課が役割分担を決め、適切に対応します。

上記の対応が速やかに実施できるよう、施設管理者と各担当課においては、通常時・緊急時の連絡体制を整えるとともに、定期的な連絡・協議等を実施します。

修繕・更新等については、不具合が発生してから対応する事後保全では、大規模な更新等が必要となる場合があり、費用等が多く必要となることが想定されることから、定期的な機能診断による予防保全を実施し、ライフサイクルコストの縮減を図ります。

そのため、適切なタイミングで診断、及び保全を行うため、施設毎の長期修繕計画及び中期修繕・改修計画を策定し、計画的な施設管理を行うとともに、法規の改正等による不適合が発生しないよう、改正等がある場合には適宜、適法性を確認・管理し、対応します。

<維持管理・修繕・更新等の実施方針>

- ・施設管理者による日常的な清掃、設備等の運転、警備保安を実施
- ・公共施設等の定期的な機能診断及び予防保全の実施
- ・長期修繕計画及び中期修繕・改修計画の策定による計画的な管理
- ・法規等の改正時の施設における適法性の確認

表 2-10 適法性の主な管理項目

区分	項目	内容
関連法規 適法性	建物に関する法令	建築基準法、耐震改修促進法、品確法、学校保健法、医療法、児童福祉法、駐車場法、文化財保護法、建築物管理法、労働安全衛生法 等
	消防に関する法令	消防法 等
	条例に関する法令	条例
	環境に関する法令	廃棄物処理法、グリーン購入法、省エネルギー法、公害防止法 等
	不動産に関する法令	不動産登記法、宅地建物取引業法、借地借家法 等
定期検査の 履行	建物定期検査	消防用設備等点検、昇降機定期検査、水質・水道施設の検査、空気質検査、特殊建築物の定期検査 等
	建築設備定期検査	建築設備の定期検査、ガス消費機器の調査、電気工作物の調査、自家用電気工作物の点検

(3) 安全確保の実施方針

利用者の安全性を確保する上で、建築物・インフラ施設等の定期点検・診断等により不具合が確認された場合には、危険度のレベルに応じて対処し、事故等の発生を未然に防ぐよう対応します。

その際には、安全性の視点から設定する指標を基に各施設の判定を行い、危険性が認められる施設においては、評価の内容に沿って安全確保の改修を実施し、判定結果や利用状況等を踏まえ、必要に応じて供用の停止及び取り壊しを検討します。

また、地震や台風・豪雨、河川氾濫等の自然災害発生時に、避難所や災害対策本部等の防災機能を有する施設や、緊急輸送道路となる道路・橋りょう等、またライフラインとなる上下水道施設等においては、安全確保の視点から優先度を高め、施設の安全確保に向けた対応を行います。

<安全確保の実施方針>

- ・定期点検・診断により指標を基に施設の危険性を判定
- ・危険度による改修の実施、総合的な判断を踏まえた供用停止・取り壊し
- ・防災機能を有する公共施設等においては優先度を高め、安全確保を実施

表 2-11 施設の安全確保に係る評価項目・指標の一例

評価項目			内容	
大項目	中項目	小項目		
安全性	敷地 安全性	自然災害 回避性	地震災害	液状化・活断層の有無
			土砂災害	警戒区域・特別警戒区域の有無
			浸水災害	水害危険区域の有無
	敷地安全 対応策		地盤安定性	地盤沈下・地盤崩壊・湿潤地域の有無
			緊急自動車接近	道路幅
			構造安全性	基礎の安定性 常時床荷重
	建物 安全性	耐震安全性	建設年	昭和 56 年 6 月以前（旧耐震基準以前）
			耐震診断	Is 値
			耐震補強	耐震補強の要・不要
			耐震等級	耐震等級のレベル
	耐風安全性		耐風等級	耐風等級のレベル
			火災 安全性	耐火安全性
	火災 安全性		消火安全性	消火活動経路確保
耐用性			耐用年数	経過年数
	耐用年数	法的耐用年数		
	耐久性	構造材耐久性	構造耐用年数と築年の差	
		外壁・屋根耐久性	外壁・屋根耐用年数と改修年の差	
		附属設備耐久性	設備耐用年数と改修年の差	
その他	その他	その他	日常点検項目に示す項目一覧	

(4) 耐震化の実施方針

東日本大震災の教訓により、今後の大規模な地震発生に備え、国では「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」により基本方針を改正しました。

それを受け、本町では平成 28 年 3 月に「棚倉町耐震改修促進計画（平成 28 年度～平成 36 年度）」を改定し、庁舎や避難施設、居住施設等の特定建築物においては、耐震化率を現況の 78.7%から 95.0%にすることを目標に設定しています。

耐震化においては、当該計画に示す実施方針に沿って対策を進め、耐震化が必要となる施設においては適宜対策を進めることとします。

<耐震化の実施方針>

- ・棚倉町耐震改修促進計画に沿って耐震化を実施
- ・平成 36 年度における特定建築物の耐震化率 95.0%を目指す

表 2-1 2 耐震促進計画の目標値

耐震化率の区分	現況 (平成 27 年度)	目標値 (平成 36 年度)
住宅	74.2%	95.0%
特定建築物	78.7%	95.0%
防災拠点施設（庁舎・公益上必要な施設）	100.0%	100.0%
避難施設（学校・体育館等）	66.7%	95.0%
居住施設（共同住宅・宿泊施設）	100.0%	100.0%
不特定多数が利用する施設	100.0%	100.0%
多数が利用する施設	66.7%	100.0%

表 2-1 3 特定建築物の耐震化の現状（耐震促進計画より抜粋）

区分	昭和 56 年 6 月 移行の建築物 ①	昭和 56 年 6 月 以前の建築物 ②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性能有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (%) ⑤/④
		耐震性能有③			
特定建築物	22	25	47	38	80.9
		16			
民間	12	3	15	12	80.0
		0			
公共	10	22	32	26	81.3
		16			
県	2	15	17	11	64.7
		9			
町	8	7	15	15	100.0
		7			
国 その他	0	0	0	0	100.0
		0			

(5) 長寿命化の実施方針

公共施設等においては、点検・保守・修繕、清掃・廃棄物管理等を計画的にきめ細かく行い、公共施設等を健全な状態に保つとともに、定期的な施設診断の実施により不具合のある箇所においては、小規模改修工事を行い、不具合箇所等を是正します。

このような診断と改善に重点を置いた総合的かつ計画的な管理に基づいた予防保全により、公共施設等の長期使用（長寿命化）を図ります。

小規模改修等による予防保全では、施設としての性能・機能が許容できるレベルを維持できなくなった場合においては、大規模改修工事が必要となりますが、要求性能レベルの変化を踏まえた改修工事を実施し、さらに建物の寿命を延ばす際には、長寿命化改修工事の実施を検討します。

なお、本町では町営住宅や下水道施設、橋りょう等において、長寿命化計画を策定しており、それらについては計画に基づいた施設管理を行うとともに、その他の未策定の公共施設においては、施設の重要度・必要性等に応じて長寿命化計画を策定します。

<長寿命化の実施方針>

- ・小規模改修工事を実施し、施設の長寿命化を図る
- ・性能・機能の維持レベルに応じて大規模改修工事・長寿命化工事を実施
- ・必要に応じて各施設における長寿命化計画を策定

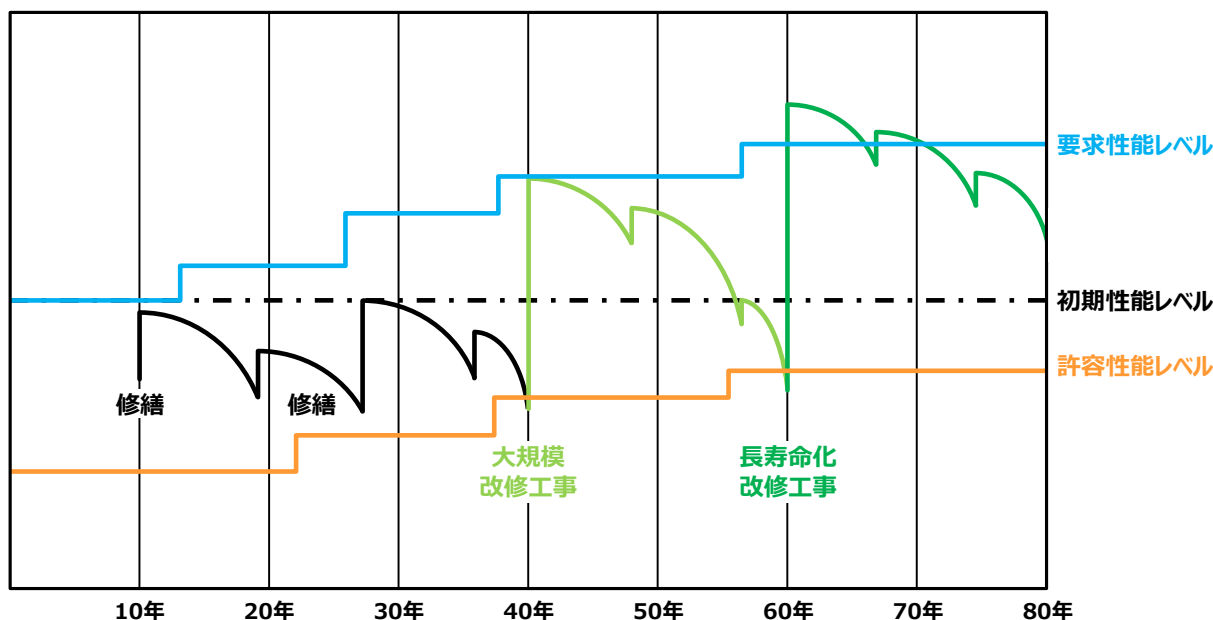


図 2-1 2 長寿命化における経過年数と機能・性能

(6) 統合や廃止の推進方針

将来的な財政シミュレーションの結果では、公共施設等の将来的な更新費用は年間 3.6 億円不足する試算となっており、公共施設に関する適切な維持管理・更新等の検討が必要となります。

現状の施設においては、長寿命化の実施方針で示したとおり、施設の長寿命化によるライフサイクルコストの縮減を図るとともに、新たな機能及び拠点等の整備が必要となる場合においては、国・県や民間が所有する既存施設の活用や町が所有する施設等の活用、利用実態（利用者数・目的・頻度等）に応じた施設の統合や機能の複合化等の検討を行い、新規整備を伴わない整備の検討を進めます。

また、公共施設等の診断結果を踏まえた建物機能としての評価により、段階的な取り組みの方向性を定め、効率的かつ効果的な施設の活用を検討します。

<統合や廃止の推進方針>

- ・既存施設等の活用により新たな整備が伴わないように検討を行う
- ・施設評価により段階的な取り組みの方向性を定め活用を検討する

表 2-14 診断結果と取り組みの方向性

診断結果	取り組みの方向性	
	施設面	ソフト面
継続使用	・ 長期修繕計画の策定	・ 効果的かつ効率的な運用を検討
	・ 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施	・ それに伴う改善策を検討
改善使用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期修繕計画の策定 ・ 計画保全の考えに基づき計画的な維持修繕実施 ・ 建替更新時の規模縮小の検討 ・ 他用途との複合化など、施設の有効活用の検討 ・ PPP/PFI の活用等による用途変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者増加等、利用状況改善に向けた改革等を検討 ・ 利用者ニーズを踏まえ、提供するサービスの充実や取捨選択を検討 ・ 運用の合理化を検討
用途廃止	・ 空いた施設の利活用（他用途への変更、民間への貸与等）の検討	・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転等を検討
施設廃止	・ 施設廃止後は建物解体	<ul style="list-style-type: none"> ・ 類似施設への統合を検討 ・ 他施設との複合化を検討
	・ 施設廃止に伴う跡地は原則売却	・ 用途廃止の代わりに、類似民間施設への移転等を検討

3. 施設類型ごとの基本方針

3-1 施設管理における基本的な考え

本町における公共施設を管理する上で、以下に示す項目・基準から施設優先度を設定し、それらの評価を踏まえ、施設類型ごとの基本方針を設定します。

それぞれの基準・指標には段階に応じてポイントを設定し、数値化することにより、施設優先度の見える化を行います。(なお、施設優先度は公共施設等を維持・管理する上での優先度であり、新たな整備を行う優先度と異なります。)

表 3-1 施設優先度を設定する上での基準・指標

評価視点		基準・指標	選定理由
建物評価	施設状態	耐用年数	施設の経年劣化等の状況を判断する指標として設定
		耐震性	耐震診断の要否及び実施の有無により建物の安全性を判断する指標として設定
	資産価値	減価償却状況	現状の公共施設の減価償却状況により資産価値の高さを判断する指標として設定
その他	住民生活	ライフライン拠点	住民が安定した最低限の生活を確保上で必要となる施設
	まちづくり	防災機能	避難所や災害対策本部機能等の防災機能を有する施設
		観光拠点	観光拠点として交流活性化等に寄与する施設
	事業・施策	事業・施策	新たな事業・施策等の実施等による施設の位置づけや新規整備等の検討状況等を反映する指標として設定

表 3-2 基準・指標に対応する評価ポイント

基準・指標	内容	評価ポイント		
		10年以上	10年～-10年	-10年以下
耐用年数	耐用年数の残年数	3点	2点	1点
		10年以上	10年～-10年	-10年以下
耐震性	耐震診断の実施有無	実施・不要		未実施
		3点		0点
減価償却状況	償却済資産残の有無	有り		無し
		3点		0点
機能重複	施設 800mカバー内の同一機能	0施設	1～3施設	4施設以上
		3点	2点	1点
ライフライン拠点	ライフラインとしての機能の有無	有り		無し
		3点		0点
防災拠点	地域防災計画における位置づけの有無	有り		無し
		3点		0点
観光拠点	観光統計における位置づけの有無	有り		無し
		3点		0点
事業・施策	事業・施策の実施の有無	有り		無し
		3点		0点

3-2 町民利用施設

(1) 学校教育施設

1) 施設の概要

学校教育施設は小・中学校等を指し、町内には16施設存在します。

近年の耐震工事等の大規模改修により、築年数が新しい施設が多く、全てが供用から30年未満となっています。

なお、下表において、同様の施設名が表記されていますが、校舎の棟、体育館等の別であるため、築年数・延床面積等が異なります。

表 3-3 施設の概要（学校教育施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	棚倉小学校	2007	9	4,724	学校	子ども教育課
2	棚倉小学校	2011	5	1,266	学校	子ども教育課
3	社川小学校	1997	19	3,594	学校	子ども教育課
4	社川小学校	1998	18	1,265	学校	子ども教育課
5	高野小学校	2013	3	1,760	学校	子ども教育課
6	高野小学校	2013	3	560	学校	子ども教育課
7	近津小学校	1989	27	2,956	学校	子ども教育課
8	近津小学校	2008	8	2,956	学校	子ども教育課
9	近津小学校	1991	25	999	学校	子ども教育課
10	山岡小学校	2016	0		学校	子ども教育課
11	山岡小学校	2015	1		学校	子ども教育課
12	棚倉中学校	2010	6	6,627	学校	子ども教育課
13	棚倉中学校	2012	4	1,298	学校	子ども教育課
14	棚倉中学校	2012	4	634	学校	子ども教育課
15	棚倉中学校	2015	1	279	学校	子ども教育課
16	給食センター	2005	11	1,306	その他教育施設	子ども教育課

2) 施設の分布状況

表 3-4 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	3	棚倉小学校、棚倉中学校、給食センター
社川地区	1	社川小学校
高野地区	1	高野小学校
近津地区	1	近津小学校
山岡地区	1	山岡小学校



図 3-1 施設分布 (学校教育施設)

3) 施設優先度

町内の小・中学校は大規模改修を実施している施設が多く、耐震性に問題が無い
ため、建物評価は概ね高い評価となっていますが、山岡小学校及び近津小学校につ
いては減価償却済みであるため、配点が低くなっています。

また、防災拠点になっており、地震や風水害、火災等の災害時における避難所機
能として重要な役割を担っています。

表 3-5 施設優先度（学校教育系施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
棚倉小学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
社川小学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
高野小学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
高野小学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
近津小学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
棚倉中学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
棚倉中学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
棚倉中学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
棚倉中学校	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
棚倉小学校	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
近津小学校	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
社川小学校	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
山岡小学校	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
山岡小学校	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
近津小学校	8	△	2	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
給食センター	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 学校教育施設における基本方針

小・中学校においては、大規模改修を完了している建物が多いため築年数が比較
的浅く、災害時における避難所としての機能等を有することから、施設としての優
先度を上位に位置しています。

本町の将来を担う子どもたちに対し、安全・安心な教育環境を提供するため、大
規模改修が必要となる場合においては、事業費及び将来的な利用需要等を踏まえた
検討を行います。

また、施設の長寿命化を図るため、日常的な点検や定期的な診断等を実施し、必
要に応じて適切な修繕・改修を行うとともに、大規模改修が必要となる場合におい
ては、将来的な児童数や利用実態等を踏まえ検討を行います。

給食センターについては、町内に1施設のみであり、児童・生徒の給食を調理す
る上で必要となる拠点であるため、適切な維持管理を行うとともに、設備等につい
ては必要に応じて更新等を行います。

(2) スポーツ・レクリエーション施設

1) 施設の概要

スポーツ・レクリエーション施設は体育館や運動広場等を指し、町内には24施設存在します。

築年数が20年を越える施設が多く、平成2年開業のルネサンス棚倉関係施設では、全ての施設が供用から20年以上経過しています。

表 3-6 施設の概要（スポーツ・レクリエーション施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	ルネサンス棚倉インドアコート	1990	26	2,608	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
2	ルネサンス棚倉クアハウス	1990	26	1,766	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
3	ルネサンス棚倉クラブハウス	1990	26	1,130	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
4	ルネサンス棚倉乗馬クラブハウス	1990	26	1,462	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
5	ルネサンス棚倉コテージ1号棟	1990	26	1,224	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
6	ルネサンス棚倉コテージ2号棟	1990	26	1,236	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
7	ルネサンス棚倉ホッケー場倉庫	1990	26	73	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
8	ルネサンス棚倉ホテル	1990	26	2,070	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
9	ルネサンス棚倉レストハウス	1993	23	134	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
10	ルネサンス棚倉厩舎	1990	26	870	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
11	ルネサンス棚倉交流研修館	1995	21	2,064	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
12	ルネサンス棚倉店舗・機械室	1990	26	166	レクリエーション施設・観光施設	産業振興課
13	茶室	2011	5	67	レクリエーション施設・観光施設	生涯学習課
14	友好の森休憩小屋	1985	31	79	レクリエーション施設・観光施設	地域創生課
15	山本キャンプ場1	1992	24	179	レクリエーション施設・観光施設	地域創生課
16	山本キャンプ場2	1992	24	97	レクリエーション施設・観光施設	地域創生課
17	山本花木園四阿	1985	31	9	レクリエーション施設・観光施設	地域創生課
18	テニスクラブハウス	1990	26	140	スポーツ施設	産業振興課
19	総合体育館	2014	2	5,438	スポーツ施設	生涯学習課
20	総合体育館トイレ	2002	14	35	スポーツ施設	生涯学習課
21	金沢内運動広場トイレ	2012	4	12	スポーツ施設	生涯学習課
22	社川運動広場トイレ	2005	11	10	スポーツ施設	生涯学習課
23	近津運動広場トイレ	2001	15	12	スポーツ施設	生涯学習課
24	山岡運動広場トイレ	1986	30	18	スポーツ施設	産業振興課

2) 施設の分布状況

表 3-7 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	16	ルネサンス棚倉インドアコート、ルネサンス棚倉クアハウス、ルネサンス棚倉クラブハウス、ルネサンス棚倉乗馬クラブハウス、ルネサンス棚倉コテージ1号棟、ルネサンス棚倉コテージ2号棟、ルネサンス棚倉ホッケー場倉庫、ルネサンス棚倉ホテル、ルネサンス棚倉レストハウス、ルネサンス棚倉厩舎、ルネサンス棚倉交流研修館、ルネサンス棚倉店舗・機械室、茶室、テニスクラブハウス、総合体育館、総合体育館トイレ
社川地区	2	金沢内運動広場トイレ、社川運動広場トイレ
高野地区	1	友好の森休憩小屋
近津地区	4	山本キャンプ場 1、山本キャンプ場 2、山本花木園四阿、近津運動広場トイレ
山岡地区	1	山岡運動広場トイレ

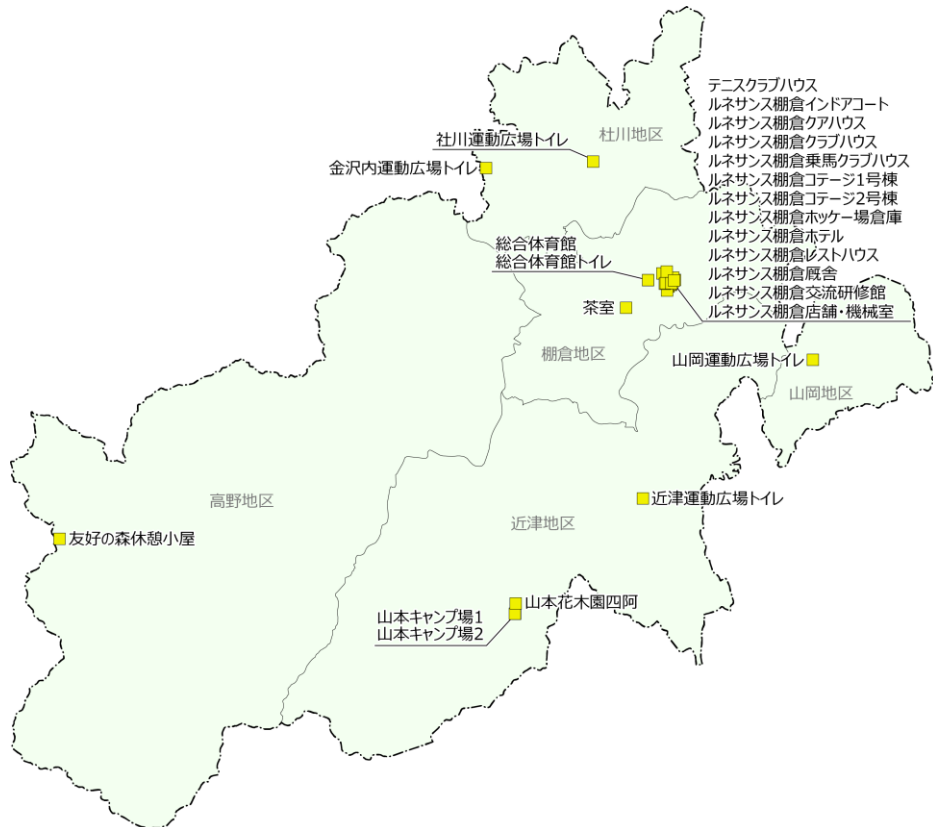


図 3-2 施設分布 (スポーツ・レクリエーション施設)

3) 施設優先度

ルネサンス棚倉関連施設は、比較的築年数が浅いため、建物評価は概ね高い評価となっています。また、茶室については文化財としての位置づけがあり、事業・施策において配点がされており、高い評価となっています。

表 3-8 施設優先度（スポーツ・レクリエーション施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
ルネサンス棚倉クアハウス	15	○	3	有	3	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉乗馬クラブハウス	15	○	3	有	3	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉インドアコート	14	△	2	有	3	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉厩舎	14	△	2	有	3	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉クラブハウス	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉ホテル	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉コテージ2号棟	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉コテージ1号棟	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉交流研修館	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉店舗・機械室	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
茶室	12	○	3	有	3	○	3	無	0	無	0	無	0	有	3
ルネサンス棚倉レストハウス	12	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
ルネサンス棚倉ホッケー場倉庫	11	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
山本キャンプ場1	11	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
山本キャンプ場2	11	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
テニスクラブハウス	9	○	3	有	3	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
総合体育館	8	△	2	有	3	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
山本花木園四阿	7	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	有	3
金沢内運動広場トイレ	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
総合体育館トイレ	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
社川運動広場トイレ	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
近津運動広場トイレ	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
友好の森休憩小屋	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
山岡運動広場トイレ	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0

4) スポーツ・レクリエーション施設における基本方針

ルネサンス棚倉関連施設及び総合体育館については、スポーツ団体・学校等における合宿等の利用をはじめとした、市内外における多数の来訪者が利用する施設となっており、本町における交流拠点となっています。

築年数の経過により、建物機能・設備機能に不具合等がある場合には、小規模な改修・更新を行い施設の長寿命化を図るとともに、大規模更新が必要な場合においては、施設毎の利用実態及び事業費を踏まえた更新及び機能転換、統廃合等の検討を行います。

茶室については、棚倉町指定有形文化財に指定されており、文化財としての価値を含め、施設管理等を含めたあり方について今後検討を行います。

山本キャンプ場をはじめとした運動広場等のスポーツ・レクリエーション施設においては、市民の活動の場として適切に維持管理を図るとともに、里山事業等の施策・事業等を踏まえ、今後のあり方を踏まえ整備・改修等を検討します。

(3) 町民文化施設

1) 施設の概要

町民文化施設は文化センターや集会所等を指し、町内には 21 施設存在します。

文化センターを除く全ての施設が木造であり、8 割以上が供用から 30 年以上経過しています。

表 3-9 施設の概要（町民文化施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	図書館	2013	3	1,468	図書館	生涯学習課
2	文化センター	1995	21	4,747	文化施設	生涯学習課
3	強梨生活改善センター	1975	41	190	集会施設	産業振興課
4	漆草多目的集会施設	1980	36	102	集会施設	産業振興課
5	小爪・祝部内多目的集会施設	1980	36	102	集会施設	産業振興課
6	瀬ヶ野多目的集会施設	1980	36	102	集会施設	産業振興課
7	大梅多目的集会施設	1980	36	124	集会施設	産業振興課
8	下山本多目的集会施設	1980	36	133	集会施設	産業振興課
9	下手沢多目的集会施設	1980	36	102	集会施設	産業振興課
10	下流多目的集会施設	1986	30	102	集会施設	産業振興課
11	山本生活改善センター	1977	39	181	集会施設	産業振興課
12	八槻第 4 多目的集会施設	1982	34	129	集会施設	産業振興課
13	八槻第 5 多目的集会施設	1982	34	101	集会施設	産業振興課
14	八槻第 2 第 3 多目的集会施設	1982	34	133	集会施設	産業振興課
15	岡田生活改善センター	1975	41	149	集会施設	産業振興課
16	山田多目的集会施設	1980	36	102	集会施設	産業振興課
17	愛宕平集会所	2001	15	66	集会施設	整備課
18	町村会事務所	1967	49	304	集会施設	総務課
19	社川コミュニティセンター	2001	15	202	集会施設	総務課
20	戸中多目的集会施設	1982	34	82	集会施設	総務課
21	旧公民館近津分館	1965	51	264	集会施設	総務課

2) 施設の分布状況

表 3-10 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	4	図書館、文化センター、愛宕平集会所、町村会事務所
社川地区	1	社川コミュニティセンター
高野地区	6	強梨生活改善センター、漆草多目的集会施設、小爪・祝部内多目的集会施設、瀬ヶ野多目的集会施設、大梅多目的集会施設、戸中多目的集会施設
近津地区	8	下山本多目的集会施設、下手沢多目的集会施設、下流多目的集会施設、山本生活改善センター、八槻第4多目的集会施設、八槻第5多目的集会施設、八槻第2第3多目的集会施設、旧公民館近津分館
山岡地区	2	岡田生活改善センター、山田多目的集会所



図 3-3 施設分布 (町民文化施設)

3) 施設優先度

図書館においては平成 25 年に新たに整備されていることから、建物評価は高い評価となっており、また、災害時の避難所指定をされているため、防災拠点についても配点がされています。

集会施設等については、築年数が経過しており、耐震性についても耐震基準を満たしていないことから建物評価は低く、全体的に施設優先度は低くなっています。

表 3-1 1 施設優先度（町民文化施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
図書館	12	○	3	有	3	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
文化センター	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
社川コミュニティセンター	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
愛宕平集会所	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
下流多目的集会施設	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
戸中多目的集会施設	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
八槻第5多目的集会施設	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
八槻第2第3多目的集会施設	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
八槻第4多目的集会施設	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
山本生活改善センター	4	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	有	3
強梨生活改善センター	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
岡田生活改善センター	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
瀬々野多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
小爪・祝部内多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
大梅多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
漆草多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
下山本多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
下手沢多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
山田多目的集会施設	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
町村会事務所	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
旧公民館近津分館	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 町民文化施設における基本方針

改善センターや集会施設等の行政区で管理する施設においては、行政区において活用の中で日常的な点検・保全及び維持管理を行うとともに、必要に応じて小規模な改修・修繕を行います。

施設における更新や新規整備等の要望があった場合は、利用規模に応じた適切な配置を踏まえて検討を行います。

図書館においては指定管理者制度により管理されており、日常的な点検・保全及び維持管理を行うとともに、小規模改修・修繕等による長寿命化を図ります。

文化センターにおいては築年数が 20 年を超えており、雨漏り等の不具合が発生しているため、施設を利用する上で必要となる場合には小規模改修・修繕を実施するとともに、設備等の定期的な交換等による、音響等の機能性の確保を図ります。

(4) 子育て支援施設・保健福祉施設

1) 施設の概要

子育て支援施設・保健福祉施設は幼稚園や保健福祉センター等を指し、町内には7施設存在します。

供用から51年が経つドリーム&ホープ事務所を除く全ての施設は、供用から30年未満です。

表 3-12 施設の概要（子育て支援施設・保健福祉施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	棚倉幼稚園	2013	3	1,490	幼稚園・保育園・こども園	子ども教育課
2	社川幼稚園	1991	25	599	幼稚園・保育園・こども園	子ども教育課
3	近津幼稚園	1989	27	585	幼稚園・保育園・こども園	子ども教育課
4	高野幼稚園	2013	3	258	幼稚園・保育園・こども園	子ども教育課
5	子どもセンター			839	幼児・児童施設	子ども教育課
6	保健福祉センター	2003	13	2,088	保健福祉施設	健康福祉課
7	ドリーム&ホープ事務所	1965	51	308	障害福祉施設	総務課

2) 施設の分布状況

表 3-13 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	4	棚倉幼稚園、保健福祉センター、子どもセンター、ドリーム&ホープ事務所
社川地区	1	社川幼稚園
高野地区	1	高野幼稚園
近津地区	1	近津幼稚園
山岡地区	0	



図 3-4 施設分布（子育て支援施設・保健福祉施設）

3) 施設優先度

棚倉幼稚園は平成 25 年に更新されたため、耐用年数や耐震性の評価が高くなっていますが、社川幼稚園及び近津幼稚園については、耐用年数を超過していることから棚倉幼稚園に比べ建物評価は低くなっています。(使用上に問題はなし)

表 3-14 施設優先度（子育て支援施設・保健福祉施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
棚倉幼稚園	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
社川幼稚園	8	△	2	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
近津幼稚園	8	△	2	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
子どもセンター	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 子育て支援施設・保健福祉施設における基本方針

幼稚園においては、園児たちが安全・安心に利用できる環境を確保するため、日常的な点検・保全及び維持管理を行うとともに、必要に応じて小規模改修・修繕等を実施します。また、将来的な少子化の進行を踏まえ、利用実態及び園児数等を踏まえ、適正な規模に応じた再配置及び施設の多機能化・複合化等を検討します。

保健センター等の施設においては、職員による日常的な点検・保全及び維持管理を行うとともに、建物及び設備等に利用上の不具合が発生する場合には、小規模改修・修繕等を実施します。

大規模改修が必要となる場合においては、利用実態及び事業費等を踏まえた検討を行うとともに、施設の多機能化・複合化等について検討します。

(5) 公営住宅施設

1) 施設の概要

公営住宅施設は、公営の団地や住宅等を指し、町内には 21 施設存在します。

7 割以上の施設が供用から 30 年以上が経過しています。

表 3-15 施設の概要（公営住宅施設）

No.	施設名称	供用 年度	築年数	延床 面積	施設分類	担当課
1	愛宕平団地 1 号棟	1997	19	1,387	公営住宅	整備課
2	愛宕平団地 2 号棟	1999	17	1,380	公営住宅	整備課
3	愛宕平団地 3・4 号棟	2001	15	1,378	公営住宅	整備課
4	小山下南団地	1974	42	831	公営住宅	整備課
5	小山下北団地	1973	43	548	公営住宅	整備課
6	真町住宅	1954	62	328	公営住宅	整備課
7	真町住宅	1965	51	218	公営住宅	整備課
8	真町住宅	1965	51	198	公営住宅	整備課
9	真町住宅	1966	50	331	公営住宅	整備課
10	西中居住宅	1992	24	1,439	公営住宅	整備課
11	祖父岡団地	1968	48	132	公営住宅	整備課
12	鷹匠町団地	1971	45	271	公営住宅	整備課
13	東中居団地	1966	50	298	公営住宅	整備課
14	南町西団地	1969	47	662	公営住宅	整備課
15	南町東団地	1980	36	934	公営住宅	整備課
16	日向前団地	1978	38	415	公営住宅	整備課
17	日向前団地	1975	41	252	公営住宅	整備課
18	中豊団地	1960	54	188	公営住宅	整備課
19	中豊団地	1962	54	126	公営住宅	整備課
20	中豊団地	1962	54	145	公営住宅	整備課

2) 施設の分布状況

表 3-16 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	13	愛宕平団地 1 号棟、愛宕平団地 2 号棟、愛宕平団地 3・4 号棟、小山下南団地、小山下北団地、真町住宅、西中居住宅、祖父岡団地、鷹匠町団地、東中居団地、南町西団地、南町東団地、日向前団地
社川地区	0	
高野地区	0	
近津地区	1	中豊団地
山岡地区	0	

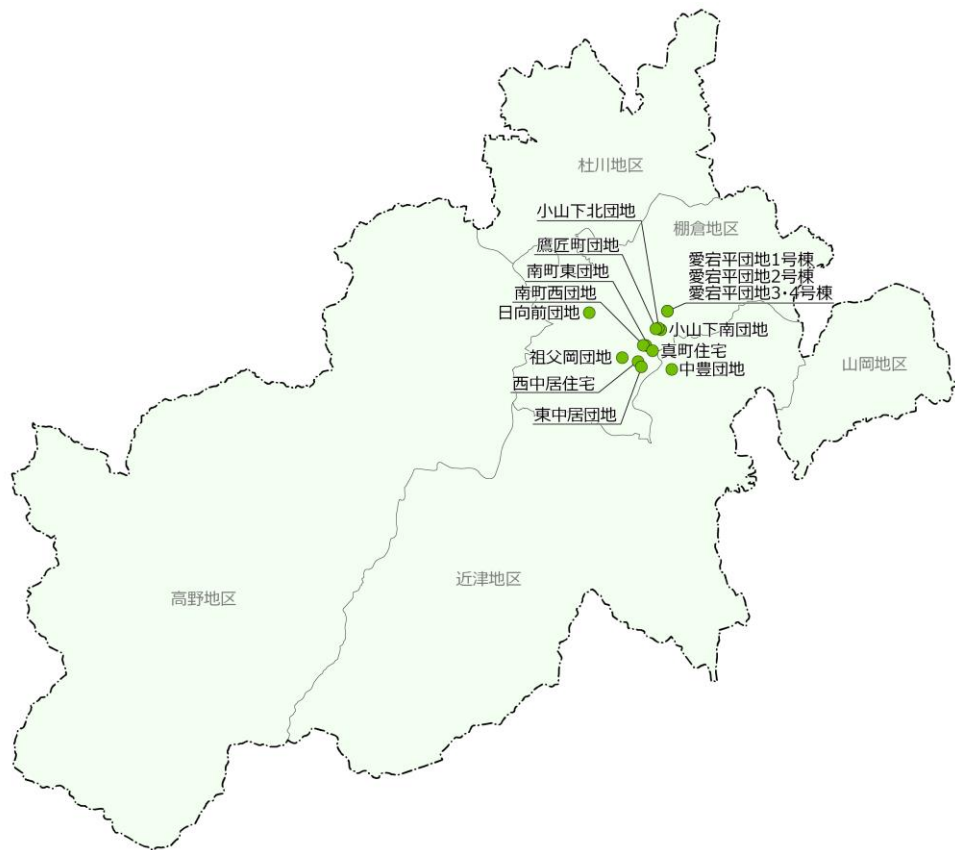


図 3-5 施設分布 (公営住宅施設)

3) 施設優先度

愛宕平団地については耐用年数・耐震性において配点されているため、施設優先度は高くなっていますが、耐用年数超過や耐震補強の未実施等により、全体的に他機能施設と比べて配点が低くなっています。

表 3-17 施設優先度（公営住宅施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
愛宕平団地1号棟	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
愛宕平団地2号棟	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
愛宕平団地3・4号棟	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
西中居住宅	6	○	3	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
南町東団地	2	△	2	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
日向前団地	2	△	2	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
日向前団地	2	△	2	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
小山下南団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
小山下北団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
南町西団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
鷹匠町団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
祖父岡団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
東中居団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
真町住宅	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
中豊団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
真町住宅	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
真町住宅	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
真町住宅	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
中豊団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0
中豊団地	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 公営住宅施設における基本方針

町営住宅等については、平成28年3月に「棚倉町町営住宅長寿命化計画」を改定しており、今後の方向性として、計画的な建替え・改善の検討や住民連携による計画推進、住民ニーズへの対応について示しています。

また、施設毎の維持管理計画も示しているため、町営住宅については同計画の推進による適切な維持管理及び計画的な修繕・改修、更新等を図ります。

(6) 公園施設

1) 施設の概要

公園施設は公園等を指し、町内には7施設存在します。

比較的新しい施設が多く、山本公園1を除く全て施設は供用から30年未満です。

表 3-18 施設の概要（公園施設）

No.	施設名称	供用 年度	築年数	延床 面積	施設分類	担当課
1	ポケットパーク時の鐘	2004	12	13	公園	整備課
2	ポケットパークトイレ	2004	12	31	公園	整備課
3	ポケットパーク四阿	2004	12	40	公園	整備課
4	亀ヶ城公園トイレ	2001	15	30	公園	整備課
5	赤館公園管理棟	1989	27	92	公園	地域創生課
6	山本公園1	1984	32	221	公園	地域創生課
7	山本公園2	1993	23	111	公園	地域創生課

2) 施設の分布状況

表 3-19 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	5	ポケットパーク時の鐘、ポケットパークトイレ、ポケットパーク四阿、 亀ヶ城公園トイレ、赤館公園管理棟
社川地区	0	
高野地区	0	
近津地区	2	山本公園 1、山本公園 2
山岡地区	0	

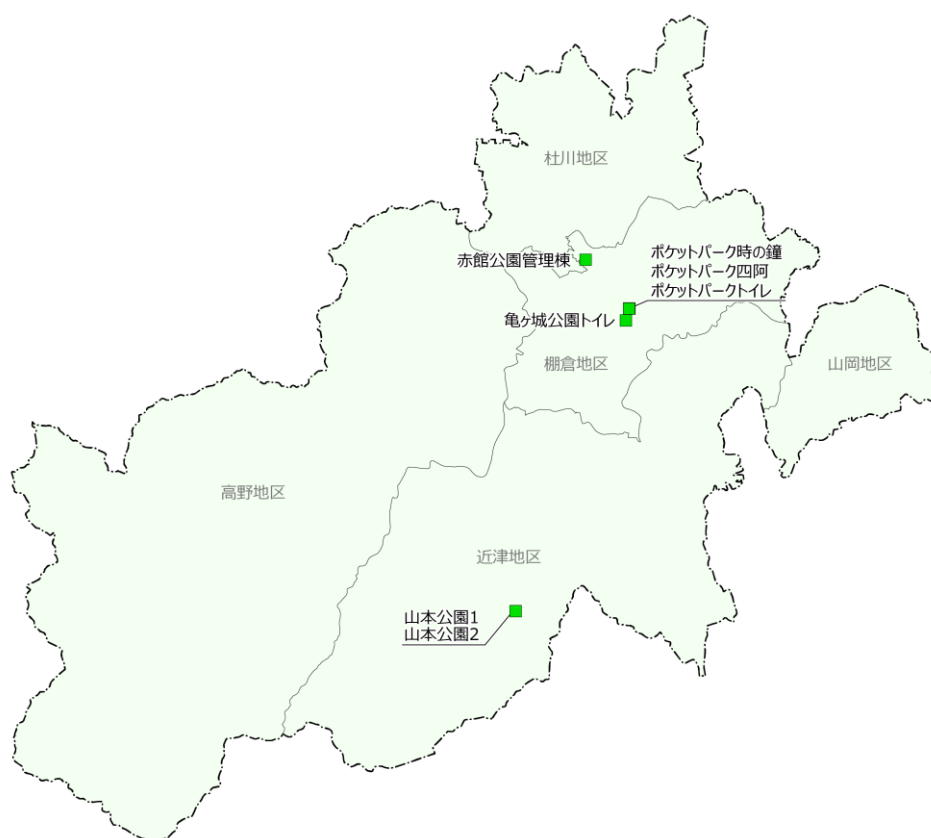


図 3-6 施設分布 (公園施設)

3) 施設優先度

山本公園については、観光拠点となっているほか、辺地計画等における事業実施等も予定されていることから、配点がされており、公園施設の中では施設優先度が高くなっています。

山本公園以外については、拠点や事業・施策の位置づけが無く、建物評価も比較的低いことから、施設優先度が低くなっています。

表 3-20 施設優先度（公園施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
山本公園1	11	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
山本公園2	11	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	有	3	有	3
赤館公園管理棟	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポケットパーク時の鐘	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポケットパークトイレ	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポケットパーク四阿	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
亀ヶ城公園トイレ	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 公園施設における基本方針

山本公園については本町の観光拠点として、日常的な清掃活動や見回り等による状態管理を図るとともに、管理棟等の建物施設においては日常的な点検・保全による維持管理を図ります。また、辺地計画等における位置づけや施策・事業の展開を踏まえ、必要に応じた更新・新規整備等を検討します。

ポケットパーク等の公園施設においては、長寿命化計画の策定により、施設全体の維持管理方針及び施設毎の整備方針等について検討し、同計画の推進による適切な維持管理及び計画的な修繕・改修、更新等を図ります。

3-3 行政施設

(1) 行政施設

1) 施設の概要

行政施設は町役場等を指し、町内には3施設存在します。

全ての施設が供用から30年以上経過しています。

表 3-2 1 施設の概要 (行政施設)

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	棚倉町役場	1982	34	4,157	庁舎等	総務課
2	役場車庫	1982	34	709	その他行政施設	総務課
3	旧土地改良区事務所	1969	47	300	その他行政施設	総務課

2) 施設の分布状況

表 3-2 2 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	3	棚倉町役場、役場車庫、旧土地改良区事務所
社川地区	0	
高野地区	0	
近津地区	0	
山岡地区	0	

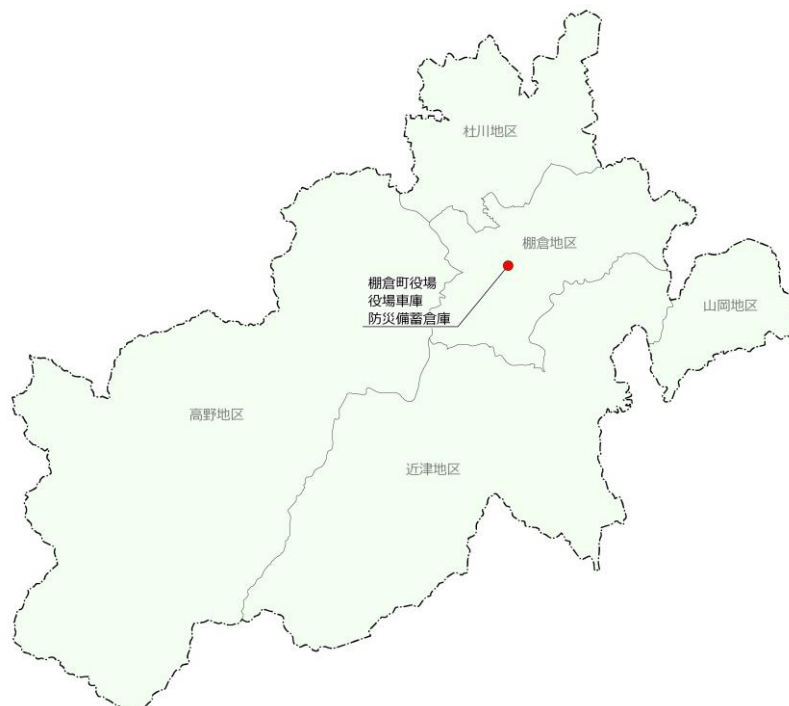


図 3-7 施設分布 (行政機能)

3) 施設優先度

棚倉町役場は建物評価において、全ての項目で配点がされており、また町の中核機能及び防災拠点としての機能を有するため、拠点性としても高く、施設優先度は高くなっている。(町内で1位の優先度)

表 3-23 施設優先度 (行政施設)

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
棚倉町役場	15	○	3	有	3	○	3	有	3	有	3	無	0	無	0
役場車庫	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
旧土地改良区事務所	1	×	1	無	0	×	0	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 行政施設における基本方針

棚倉町役場は、本町の中心的な役割・機能を担っており、行政の中心となるため、高い優先度のもと施設管理を行い、日常的な点検・保全及び維持管理を行うとともに、必要に応じて小規模改修・修繕等を実施します。また、建物・設備の大規模改修が必要となる場合においては、必要性を踏まえ検討します。

また、発災時においては災害対策本部機能を有する施設であり、防災機能としての側面も有することから、有事の際に適切な対応が図れるよう、定期的な診断等による評価を検討します。

(2) 消防施設

1) 施設の概要

消防施設は消防センターやポンプ機械置場等を指し、町内には36施設存在します。
防災備蓄倉庫を除く全ての施設が木造であり、建物の老朽化が発生しています。

表 3-24 施設の概要（消防施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	コミュニティ消防センター1-1	1992	24	85	消防施設	住民課
2	コミュニティ消防センター1-2	2001	15	68	消防施設	住民課
3	コミュニティ消防センター1-3	2002	14	70	消防施設	住民課
4	コミュニティ消防センター1-4	1998	18	68	消防施設	住民課
5	コミュニティ消防センター1-5	1995	21	67	消防施設	住民課
6	コミュニティ消防センター2-1	2006	10	68	消防施設	住民課
7	コミュニティ消防センター2-2	1993	23	65	消防施設	住民課
8	コミュニティ消防センター2-3	1997	19	68	消防施設	住民課
9	コミュニティ消防センター3-1	1997	19	68	消防施設	住民課
10	コミュニティ消防センター3-2	1994	22	75	消防施設	住民課
11	コミュニティ消防センター3-4	1999	17	68	消防施設	住民課
12	コミュニティ消防センター3-5	1993	23	67	消防施設	住民課
13	コミュニティ消防センター3-6	2000	16	86	消防施設	住民課
14	コミュニティ消防センター3-7	1991	25	53	消防施設	住民課
15	コミュニティ消防センター4-1	1996	20	68	消防施設	住民課
16	コミュニティ消防センター4-2	1998	18	68	消防施設	住民課
17	コミュニティ消防センター4-3	2002	14	70	消防施設	住民課
18	コミュニティ消防センター4-4	1993	23	79	消防施設	住民課
19	コミュニティ消防センター4-5	2013	3	55	消防施設	住民課
20	コミュニティ消防センター4-6	1999	17	68	消防施設	住民課
21	コミュニティ消防センター4-7	2001	15	65	消防施設	住民課
22	コミュニティ消防センター5-4	1995	21	67	消防施設	住民課
23	コミュニティ消防センター5-5	2007	9	53	消防施設	住民課
24	コミュニティ消防センター6-1	2014	2	70	消防施設	住民課
25	コミュニティ消防センター6-2	1993	23	65	消防施設	住民課
26	コミュニティ消防センター6-4	2002	14	70	消防施設	住民課
27	コミュニティ消防センター6-5	1996	20	67	消防施設	住民課
28	ポンプ機械置場 3-2	1996	20	23	消防施設	住民課
29	ポンプ機械置場 3-3	2007	9	40	消防施設	住民課
30	ポンプ機械置場 4-4	1994	22	23	消防施設	住民課
31	ポンプ機械置場 4-7	1990	26	23	消防施設	住民課
32	ポンプ機械置場 5-1	1988	28	77	消防施設	住民課
33	ポンプ機械置場 5-3	1983	33	60	消防施設	住民課
34	ポンプ機械置場 6-3	1988	28	44	消防施設	住民課
35	防災備蓄倉庫	2012	4	112	消防施設	住民課
36	寺山水防倉庫	1989	27	14	消防施設	住民課

2) 施設の分布状況

表 3-25 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	10	コミュニティ消防センター（1-1、1-2、1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、2-3、5-4）、防災備蓄倉庫
社川地区	8	コミュニティ消防センター（3-1、3-2、3-4、3-5、3-6、3-7）、ポンプ機械置場（3-2、3-3）
高野地区	9	コミュニティ消防センター（4-1、4-2、4-3、4-4、4-5、4-6、4-7）、ポンプ機械置場（4-4、4-7）
近津地区	8	コミュニティ消防センター（6-1、6-2、6-4、6-5）、ポンプ機械置場（5-1、5-3、6-3）、寺山水防倉庫
山岡地区	1	コミュニティ消防センター5-5

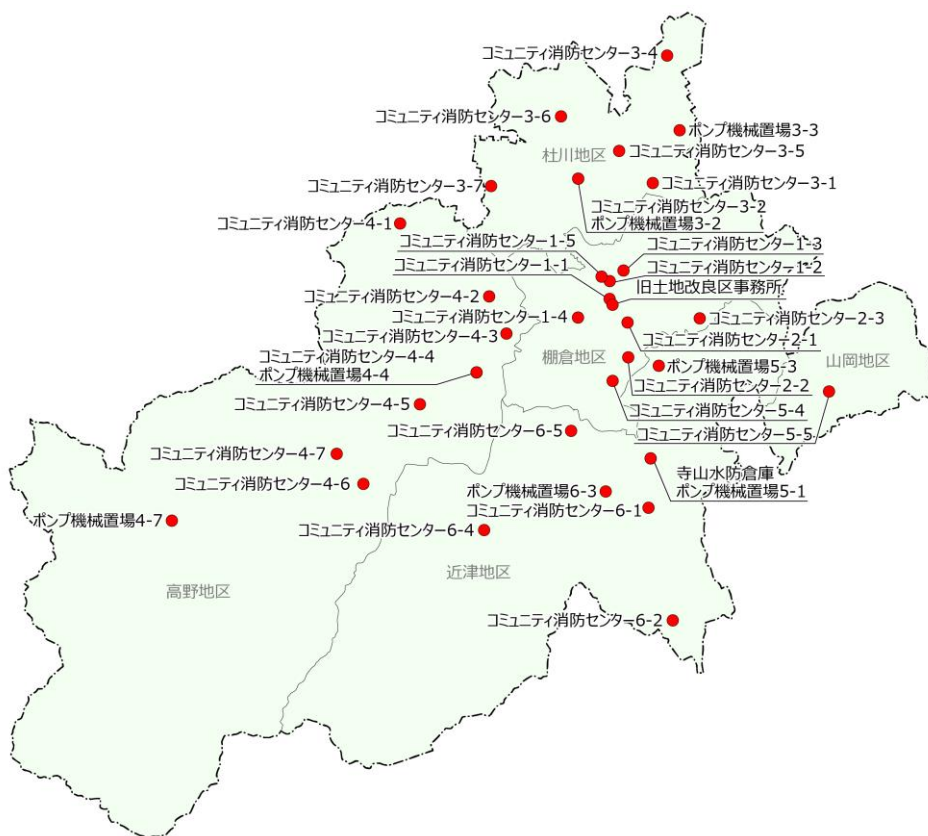


図 3-8 施設分布（消防施設）

3) 施設優先度

防災備蓄倉庫においては、建物評価が全ての項目で配点がされており、災害時に
おける防災備蓄としての機能を有することから、施設優先度は高くなっています。

消防センターにおいては、築年数が経過している施設が多いため、全体的に施設
優先度は低くなっています。

表 3-26 施設優先度（消防施設）

財産名称	点数	建物評価						その他							
		耐用残年数		償却済資産		耐震性		ライフライン		防災拠点		観光拠点		事業・施策実施	
		判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点	判定	配点
防災備蓄倉庫	9	○	3	無	0	○	3	無	0	有	3	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-5	9	○	3	有	3	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター6-1	9	○	3	有	3	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター2-1	8	△	2	有	3	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター1-4	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター2-3	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター3-1	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター3-2	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場3-2	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場3-3	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター3-4	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター3-5	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター3-6	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター3-7	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-1	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-2	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-3	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-4	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場4-4	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-6	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター4-7	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場4-7	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター5-5	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター6-2	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター6-4	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター6-5	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター1-2	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター1-3	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター1-5	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター2-2	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター5-4	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
コミュニティ消防センター1-1	5	△	2	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場5-1	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場5-3	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
ポンプ機械置場6-3	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0
寺山水防倉庫	4	×	1	無	0	○	3	無	0	無	0	無	0	無	0

4) 消防施設における基本方針

各地域に配置される消防センターは、防災機能として重要な役割を担っていますが、老朽化が進行している建物が多く、危険性が高いケースが発生している事例もあるため、地域の人口規模等を踏まえた更新等を検討します。

更新する場合においては、該当施設周辺の消防センターの配置状況や地域の現状等を踏まえ、建物機能の統合を検討します。

3-4 企業会計施設

(1) 上水道施設

1) 施設の概要

簡易水道等については、町内には5施設存在し全ての施設が鉄筋コンクリート造であり、山岡簡易水道を除く全ての施設は供用から30年未満です。

表 3-27 施設の概要（上水道施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	戸中簡易給水施設	2001	15	15	上水道施設	上下水道課
2	高野西部簡易水道	1990	26	9	上水道施設	上下水道課
3	瀬ヶ野簡易水道	1996	20	26	上水道施設	上下水道課
4	瀬ヶ野簡易水道	1996	20	24	上水道施設	上下水道課
5	山岡簡易水道	1984	32	18	上水道施設	上下水道課

2) 施設の分布状況

表 3-28 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	0	
社川地区	0	
高野地区	3	戸中簡易給水施設、高野西部簡易水道、瀬ヶ野簡易水道
近津地区	0	
山岡地区	1	山岡簡易水道



図 3-9 施設分布（上水道施設）

3) 施設優先度

上水道施設は建物施設ですが、住民生活を維持する上で必要不可欠なライフライン施設であり、他の公共施設と性格が異なることから、インフラ施設として捉え、施設優先度の対象としないこととします。

4) 上水道施設における基本方針

上水道施設においては、「棚倉町水道ビジョン」を策定しており、上水道施設における方策等について示しています。

上水道施設は住民が安心して暮らし続けるための重要なライフラインであり、本町に必要不可欠な施設として高い優先度のもと、同計画の推進及びアセットマネジメント等の策定による適切な維持管理及び計画的な修繕・改修、更新等を図ります。

(2) 下水道施設

1) 施設の概要

下水道施設は排水施設等を指し、町内には6施設存在します。
 全ての施設は供用から20年未満です。

表 3-29 施設の概要（下水道施設）

No.	施設名称	供用年度	築年数	延床面積	施設分類	担当課
1	農業集落排水施設	1998	18	139	下水道施設	上下水道課
2	農業集落排水施設	1997	19	531	下水道施設	上下水道課
3	公共下水道施設	2003	13	273	下水道施設	上下水道課
4	公共下水道施設	1997	19	2,422	下水道施設	上下水道課
5	公共下水道施設	1997	19	121	下水道施設	上下水道課
6	公共下水道施設	1997	19	51	下水道施設	上下水道課

2) 施設の分布状況

表 3-30 地区別施設分布状況

地区名	施設数	施設名
棚倉地区	0	
社川地区	2	農業集落排水施設
高野地区	0	
近津地区	1	公共下水道施設
山岡地区	0	



図 3-10 施設分布（下水道施設）

3) 施設優先度

下水道施設は上水道施設と同様、建物施設ですが、住民生活を維持する上で必要不可欠なライフライン施設であり、他の公共施設と性格が異なることから、インフラ施設として捉え、施設優先度の対象としないこととします。

4) 下水道施設における基本方針

下水道施設については、平成 28 年度に「棚倉町公共下水道長寿命化計画」を策定しており、施設毎の維持管理計画等について示しています。

下水道施設は、上水道施設と同様、住民が安心して暮らし続けるための重要なライフラインであり、本町に必要不可欠な施設として高い優先度のもと、同計画の推進による適切な維持管理及び計画的な修繕・改修、更新等を図ります。

4. 参考資料

4-1 本町の概要

(1) 位置・地勢

棚倉町は、福島県の南部に位置し、鮫川村・浅川町・塙町・矢祭町・白河市に接しています。

棚倉町の東部は阿武隈山系に属する丘陵地帯からなり、なだらかな形状で標高が高く、200～400mの間に農耕地が点在しています。南西部は標高1,022mの八溝山をはじめとした八山山系の山岳地帯となっており、八溝山を源とする久慈川の流域には平坦な農耕地が広がっています。



図 4-1 棚倉町の位置

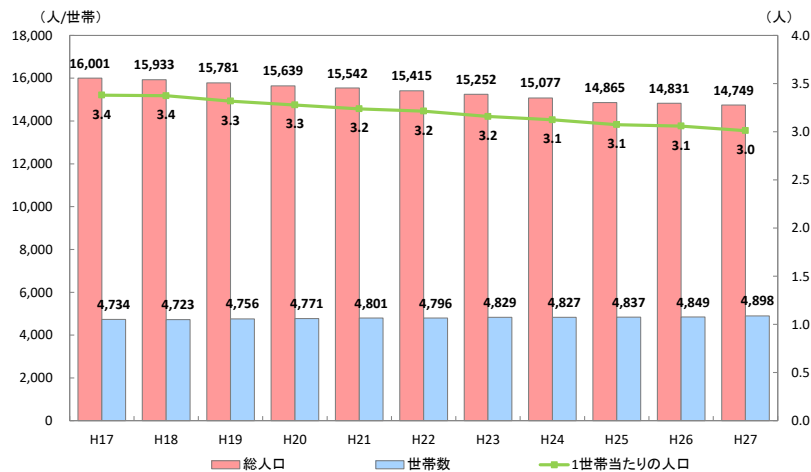
(2) 人口動向

1) 人口・世帯数の推移

棚倉町の人口の推移は、平成 17 年以降減少傾向にあり、毎年約 1,000 人以上の減少がみられていましたが、平成 26 年に約 800 人の増加がみられました。しかし、平成 27 年の 8 月末の人口は 14,749 人となっており、再び減少傾向にあります。

世帯数の推移は、ほぼ横ばいでしたが、平成 23 年以降増加傾向にあります。

一世帯あたり人口の推移は、一貫して減少傾向にあり、平成 27 年時点で 3.0 人/世帯となっています。

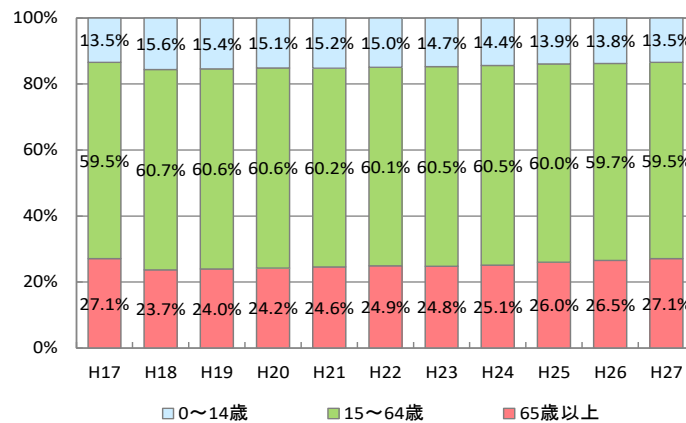


資料：「住民基本台帳人口」

図 4-2 人口・世帯数

2) 世代別人口の推移

棚倉町における年齢 3 区分別人口の推移は、平成 18 年から平成 22 年にかけては年少人口（15 歳未満）が 15% 台となっていました。平成 23 年に 15% をきって以降減少しています。対して老年人口（65 歳以上）は、平成 18 年に一度下がったものの、徐々に増加しており、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



資料：「住民基本台帳人口」

図 4-3 世代別人口の推移

3) 将来人口の推移

国立社会保障・人口問題研究所が推計した、平成 52 年の 5 歳区分の人口ピラミッドをみると、男性は 65～69 歳、女性は 65～69 歳と 90 歳以上が人口の中心となっており、より一層高齢者が急増し、高齢化問題が顕在化する可能性があります。

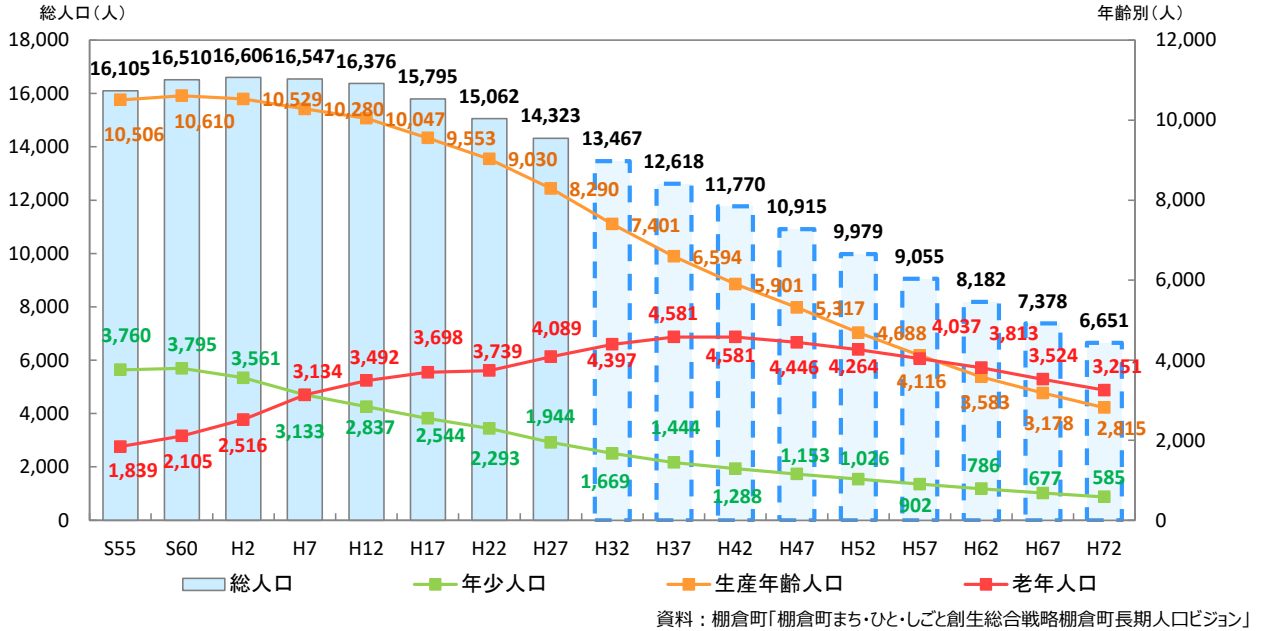


図 4-4 将来人口の推移

4) 人口動態の推移

棚倉町の人口動態推移は、平成 27 年で 81 人の人口減となっており、内訳は、自然減が 62 人、社会減が 19 人となっています。

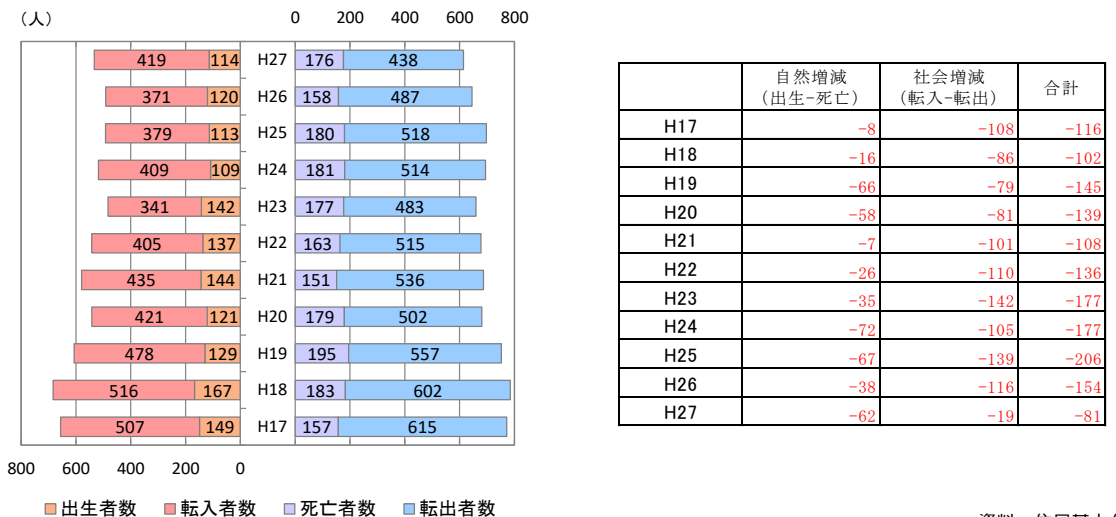
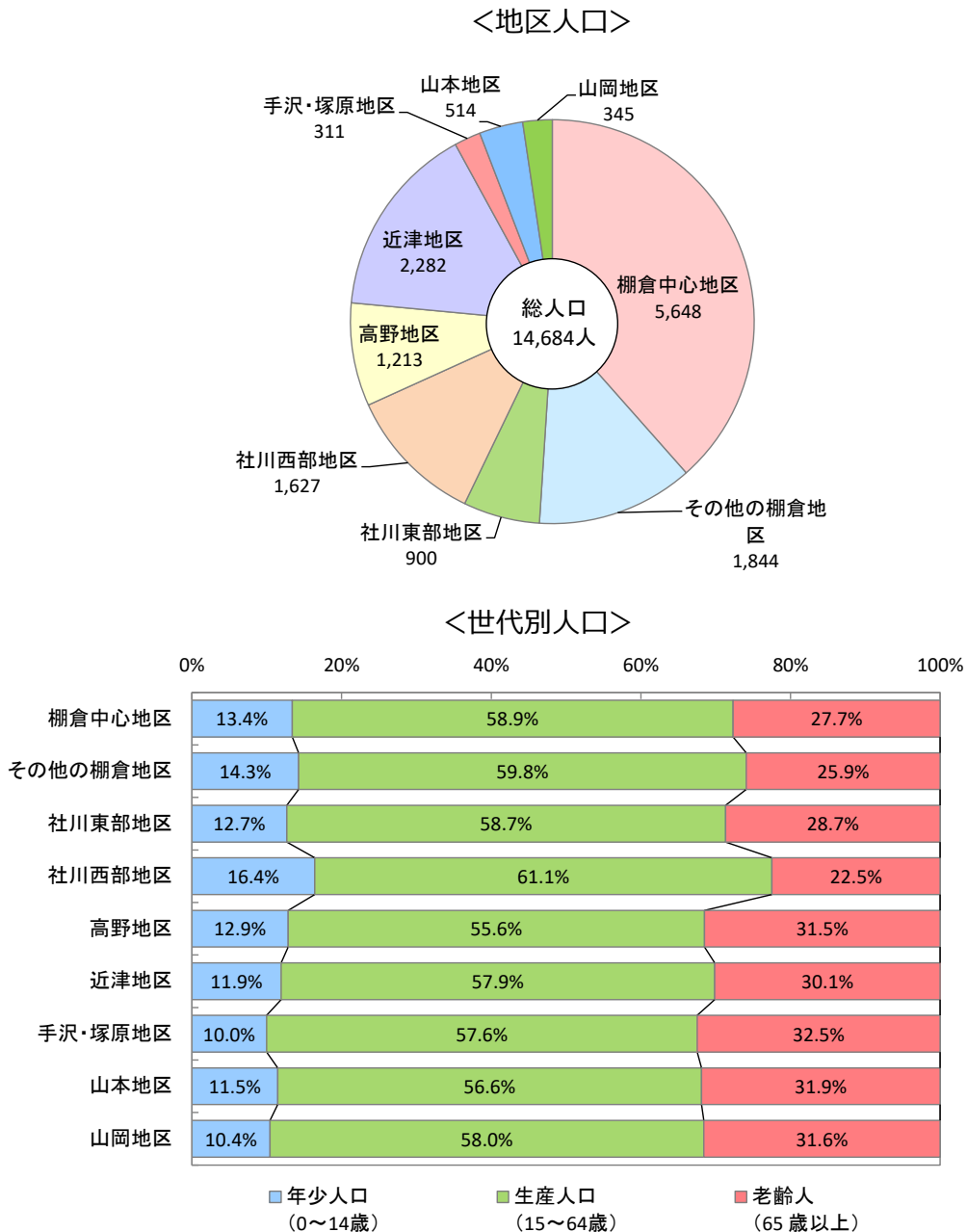


図 4-5 人口動態の推移

5) 地区別人口

地区別人口は、平成27年の時点で、棚倉中心地区とその他棚倉地区の住民が7,492人と、棚倉町民の半数以上が町の中心部に集中しています。

世代別人口で見ると、白河市に隣接する社川西部地区は他の地区に比べ年少人口（15歳以下）と生産人口（15～64歳）の割合が高くなっています。



資料：棚倉町

図 4-6 地区別人口

6) 通勤・通学流動

棚倉町の通勤通学流動は、通勤・通学ともに白河市との流入出が多くみられました。

棚倉町内での移動は、全体の 54% となっています。

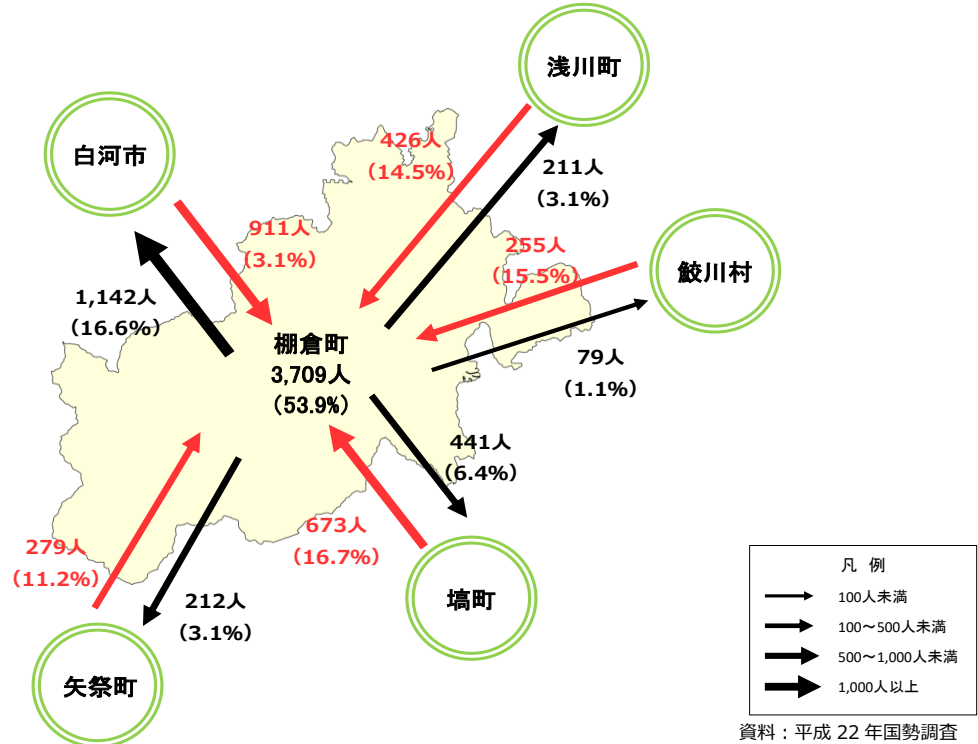


図 4-7 通勤・通学流動状況

(3) 財政状況

棚倉町の歳入歳出総額は、東日本大震災が発生した平成 23 年度以降大幅に増額しましたが、徴税収入は横ばいになっています。

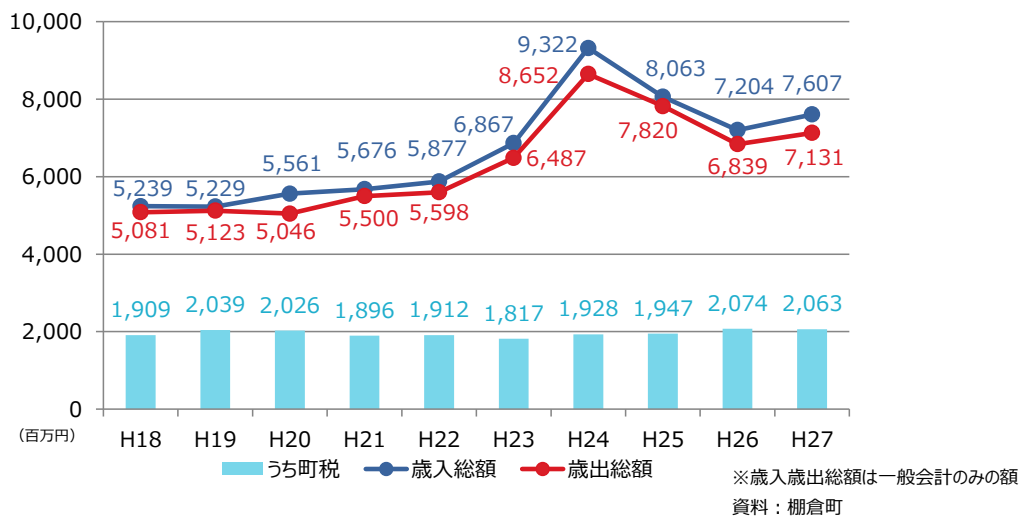


図 4-8 財政状況

(4) 職員数の推移

棚倉町の職員数は平成 19 年以降減少傾向にあり、平成 28 年においては、平成 19 年から 29 人減少しています。

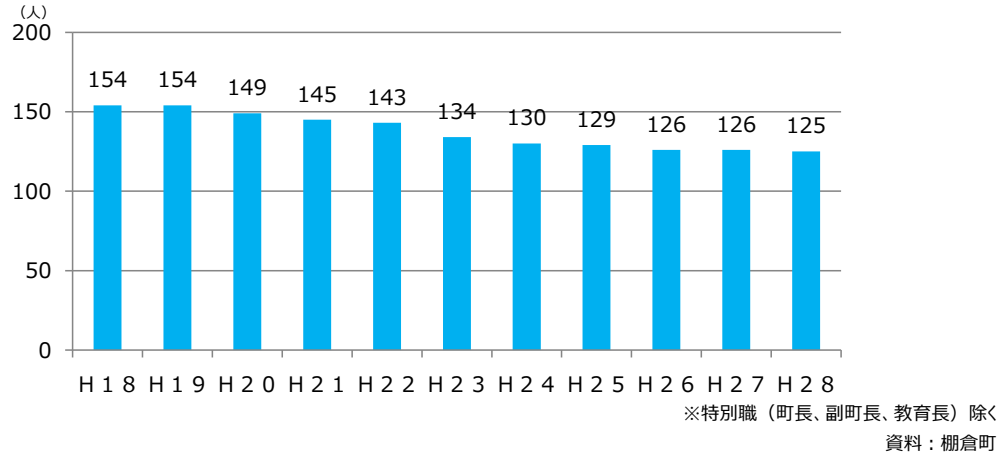
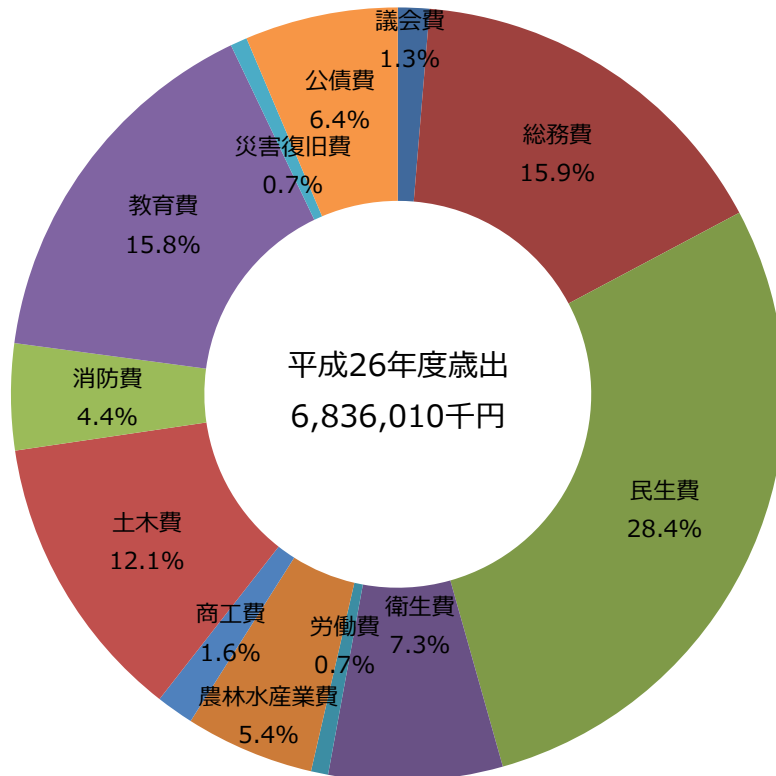


図 4-9 職員数の推移

4-2 公共施設等における財政状況

(1) 現状の財政状況

平成 26 年度における本町の歳出額に占める、公共施設等に関連する経費は土木費の 12.1%となっています。



資料：棚倉町

(2) 財政シミュレーション

将来的に公共施設等に掛かる費用を試算し、財政状況の問題点等を把握するため、総務省において公表されている試算ソフトを用いて財政シミュレーションを行いました。

1) 引用資料

- ・棚倉町財政状況資料集：福島県 HP
- ・投資的経費の内訳：棚倉町資料
- ・インフラ施設等の概況（投資的経費、整備状況等）：棚倉町資料

2) 財政シミュレーションの前提条件

○公共施設等更新費用試算ソフト（総務省）の更新費用シミュレーション条件

●更新費用の推計額

- ・事業費ベースでの計算とする。
- ・一般財源負担見込み額を把握することが困難であるため。

●計算方法

- ・耐用年数経過後に現在と同じ延べ床面積等で更新すると仮定して計算する。
- ・延べ床面積×更新単価・更新単価 すでに更新費用の試算に取り組んでいる地方公共団体の調査実績、設定単価を基に用途別に設定された単価を使用する。また、建て替えに伴う解体、仮移転費用、設計料等については含むものとして想定している。

●大規模改修単価

- ・建て替えの6割と想定し、この想定単価を設定する。

●耐用年数

- ・標準的な耐用年数とされる60年を採用することとする。
- ※日本建築学会「建物の耐久計画に関する考え方」より

●大規模改修

- ・建設後30年で行うものとする。

●地域格差

- ・地域差は考慮しないものとする。

●経過年数が31年以上50年までのもの

- ・今後10年間で均等に大規模改修を行うものとして計算する。

●経過年数が51年以上のもの

- ・建て替え時期が近いので、大規模改修は行わずに60年を経た年度に建て替えるものとして計算する。

●耐用年数が超過しているもの

- ・今後10年間で均等に更新するものとして計算する。

●建て替え期間

- ・設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、建て替え期間を3年間として計算する。

●修繕期間

- ・設計、施工と複数年度にわたり費用が掛かることを考慮し、修繕期間を2年間として計算する。

3) 更新単価（既存設定）

表 4-1 総務省公共施設等更新費用試算ソフト 更新単価

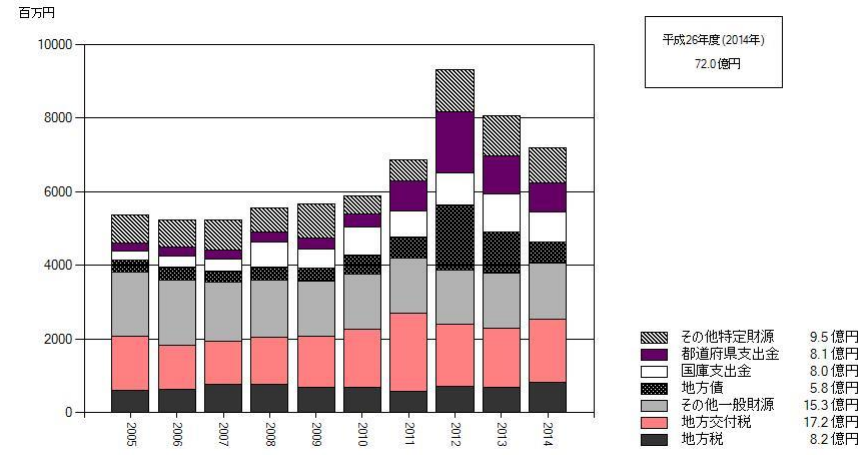
使用用途	大規模改修	建替え
市民文化系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
社会教育系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
産業系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
学校教育系施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
子育て支援施設	17 万円/㎡	33 万円/㎡
保健福祉施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
医療施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
行政系施設	25 万円/㎡	40 万円/㎡
公営住宅	17 万円/㎡	28 万円/㎡
公園	17 万円/㎡	33 万円/㎡
供給処理施設	20 万円/㎡	36 万円/㎡
その他	20 万円/㎡	36 万円/㎡

使用用途	更新年数	更新単価
道路	15 年	4,700 円/㎡
橋りょう	60 年	425 千円/㎡
上水道	60 年	100～923 千円/㎡
下水道	50 年	61～295 千円/㎡

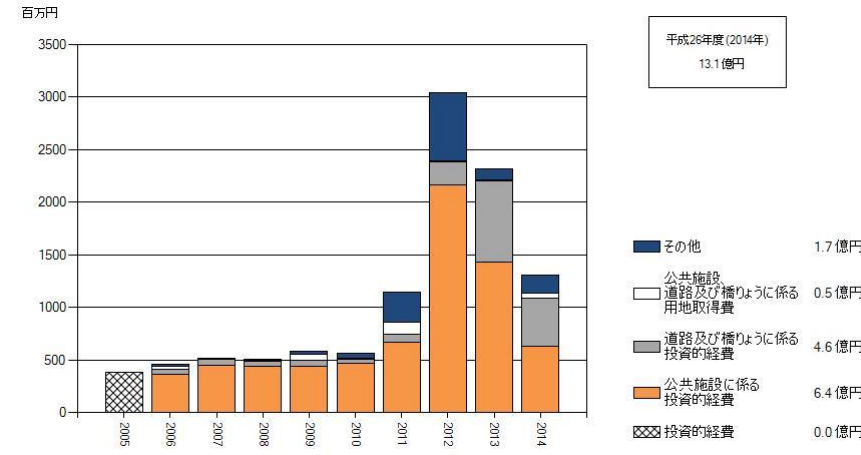
4) 財政シミュレーションの結果概要

□ 財政状況の整理 (現況値)

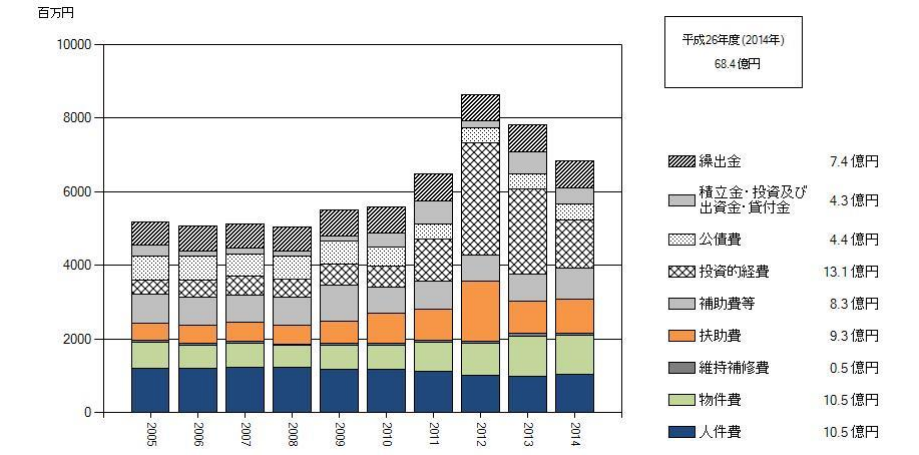
■ 歳入決算額の推移 (普通会計決算)



■ 歳出決算額の推移 (普通会計決算)

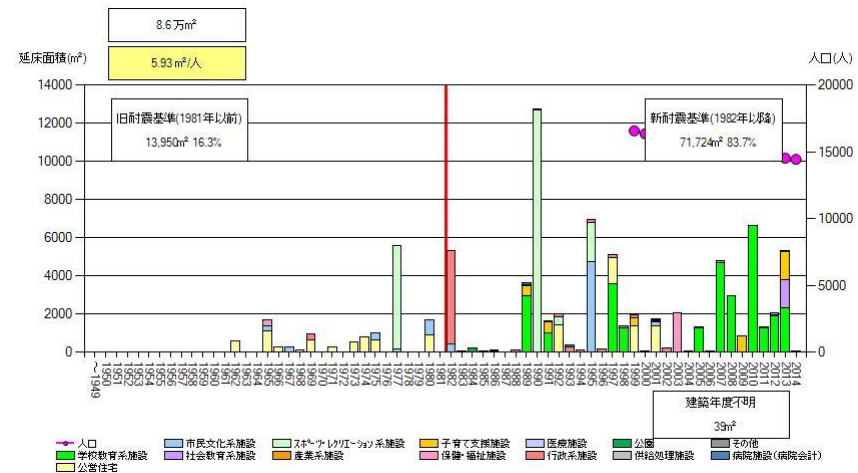


■ 投資的経費の推移及び内訳 (普通会計決算)

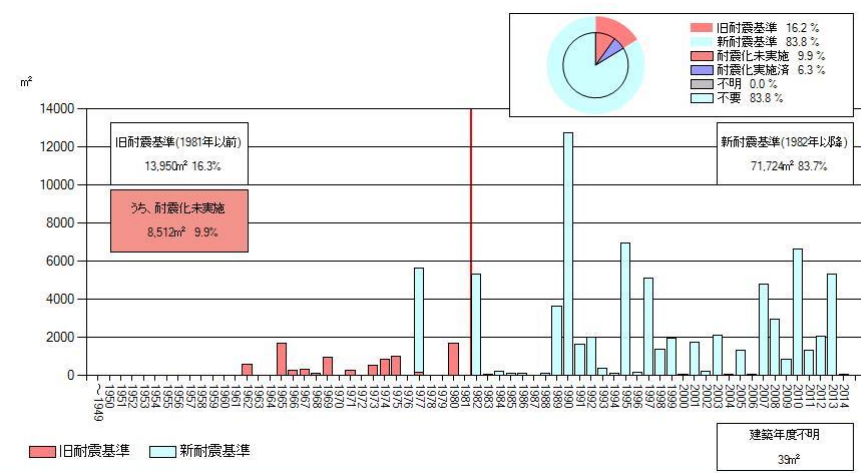


□ 公共施設の状況 (現況値)

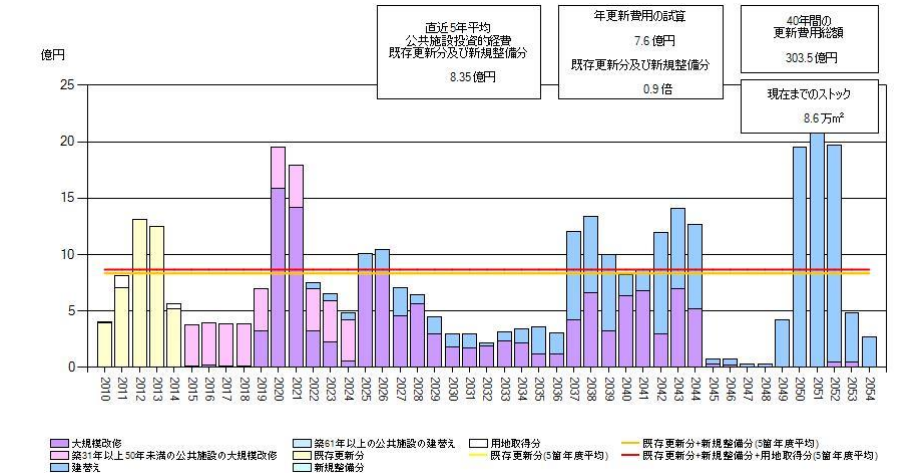
■ 年度別整備延床面積 (公共施設)



■ 耐震化の状況 (公共施設)

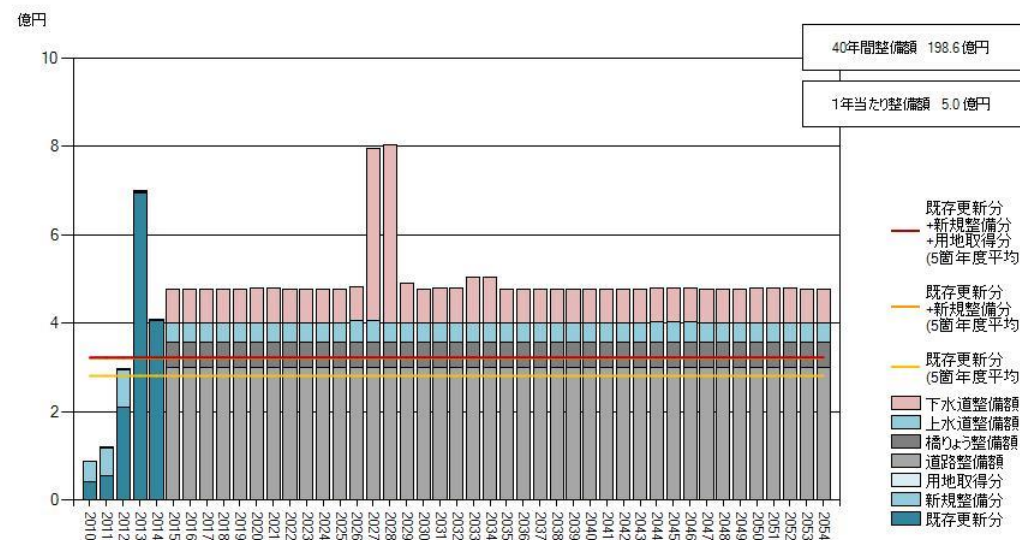


■ 将来の更新費用の推計 (公共施設)

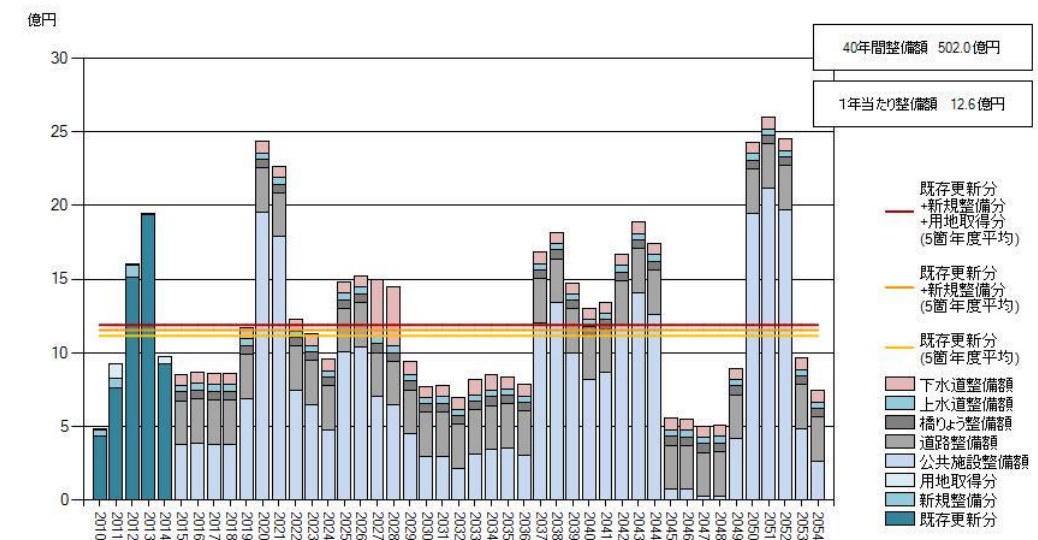


□ 更新費用の推計 (推計値)

■ 将来の更新費用の推計 (インフラ資産)



■ 将来の更新費用の推計 (公共施設及びインフラ資産)



4-3 利用者アンケート調査

(1) 調査の概要

1) 調査目的

現在、棚倉町にある公共施設を適切に管理するための計画として「公共施設等総合管理計画」を作成しているところである。

計画作成にあたり、施設の利用実態を把握するため、主要な公共施設の利用者に対し、アンケート調査を実施し、施設に対する問題点や意向等を把握する。

2) 調査対象・対象施設

下表に示す、本町の主要な公共施設 5 施設の利用者を対象とする。

表 4-2 調査対象・対象施設

No.	分類	施設名
1	保健福祉系施設	保健センター
2	町民文化系施設	ルネサンス棚倉
3	社会教育系施設	図書館
4		文化センター
5	スポーツ・レクリエーション系施設	総合体育館

《選定の基準》

- ・ 不特定多数の町民の利用が見込まれる施設であること
⇒保健福祉系施設、子育て支援系施設、町民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設
- ・ 施設規模が大きく、多くの利用が見込まれる施設であること（延床面積 1,000 m²以上）

(2) 調査内容・方法

1) 調査方法

調査票の配布・回収方法について以下に示す。

【配布方法】

- ・ 棚倉町より各担当課・各施設へ調査協力相談の上、各施設へ持参。
- ・ 施設窓口等により、利用者に対して手渡しで配布。
- ・ ほとんどの施設において、入退場が自由に行われるため、受付等を行う利用者（団体含む）を対象とするものとする。

【回収方法】

- ・ アンケート配布時に調査票と筆記用具を配布し、退館時に回収ボックスにて回収することを基本とする。
- ・ 利用時間中の記入が困難な場合には、返信用封筒を手渡し、郵送回収する。

【留意点】

- ・ 回答に必要な筆記用具（鉛筆）については、KCS が準備する。

2) 配布期間・配布票数

サンプル数を確保するために、配布期間は2週間設け、配布票数については各施設に300部（計1,500部）を設置する。

期間中に調査票が不足する場合には、適宜各施設より連絡を受け、追加印刷し対応することとする。（追加印刷はKCSが実施）

表4-3 配布期間・配布票数

項目	内容
配布期間	11月14日（月）～11月28日（月）
配布票数	各施設300部（計1,500部）
回収票数	保健福祉センター 105票（回収率：35.0%） ルネサンス棚倉 14票（回収率：4.7%） 図書館 171票（回収率：57.0%） 文化センター 105票（回収率：35.0%） 総合体育館 24票（回収率：8.0%） 合計 419票（回収率：27.9%）

(3) 調査項目の設定

調査項目の設定にあたっては、個人属性項目の他、施設の利用実態や利用上の問題点等を把握する「施設の利用実態把握項目」、今後の施設管理に対する意向等を把握する「施設管理に対する意向項目」の2項目を設定した。

なお、調査票については利用者の負担とならないようA3版片面1ページ程度の3～5分程度で回答できる内容とする。

表4-4 町民アンケート調査項目設定イメージ

主な調査内容	把握したい内容	計画への反映
◆個人属性項目		
・ 性別、年齢、居住地	→属性把握	—
◆施設の利用実態把握項目		
・ 施設の利用目的・頻度 ・ 利用上の問題点・評価	→利用実態の把握 →施設の問題点・課題の把握 →提供サービス等の評価の把握	→現状と課題へ反映
◆施設管理に対する意向把握		
・ 今後の施設管理に対する意向	→公共施設の運用に対する意見・意向の把握	→基本方針・目標へ反映
◆自由回答等		

(4) 調査結果分析・とりまとめ

1) 問1：対象者の属性

【問1-1】性別

・対象施設全体では「男性」が29.9%（123人）、「女性」が70.1%（289人）。

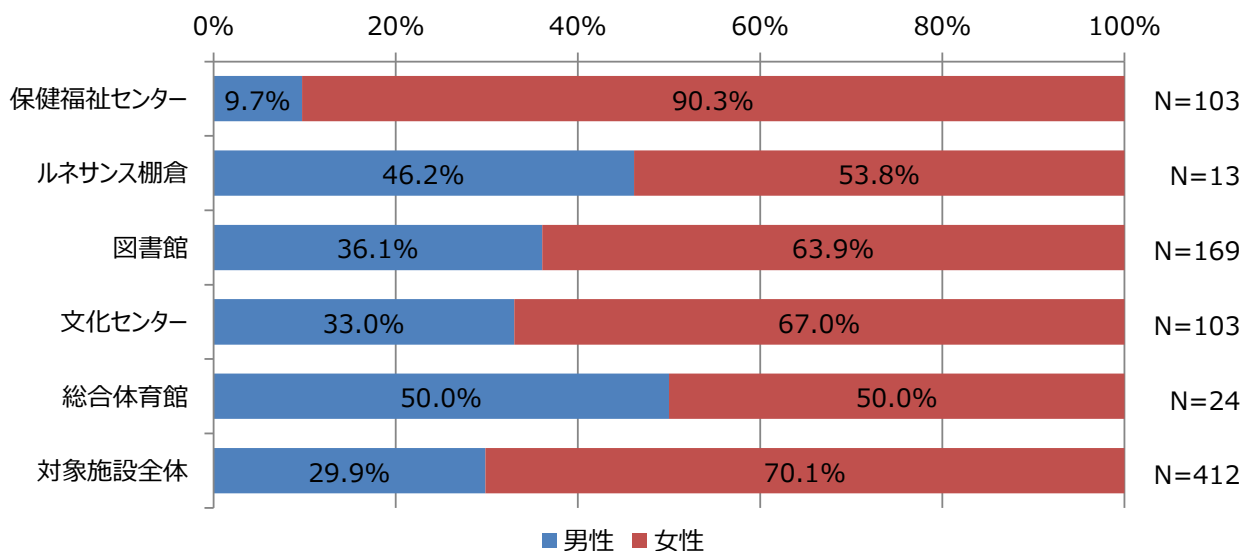


図 4-10 性別

【問1-2】年齢

・「保健福祉センター」「図書館」「総合体育館」では60歳以上が過半数を占めている。
 ・「ルネサンス棚倉」は「20代」が28.6%（4人）、「文化センター」は「40代」が26.0%（27人）で最も多い。

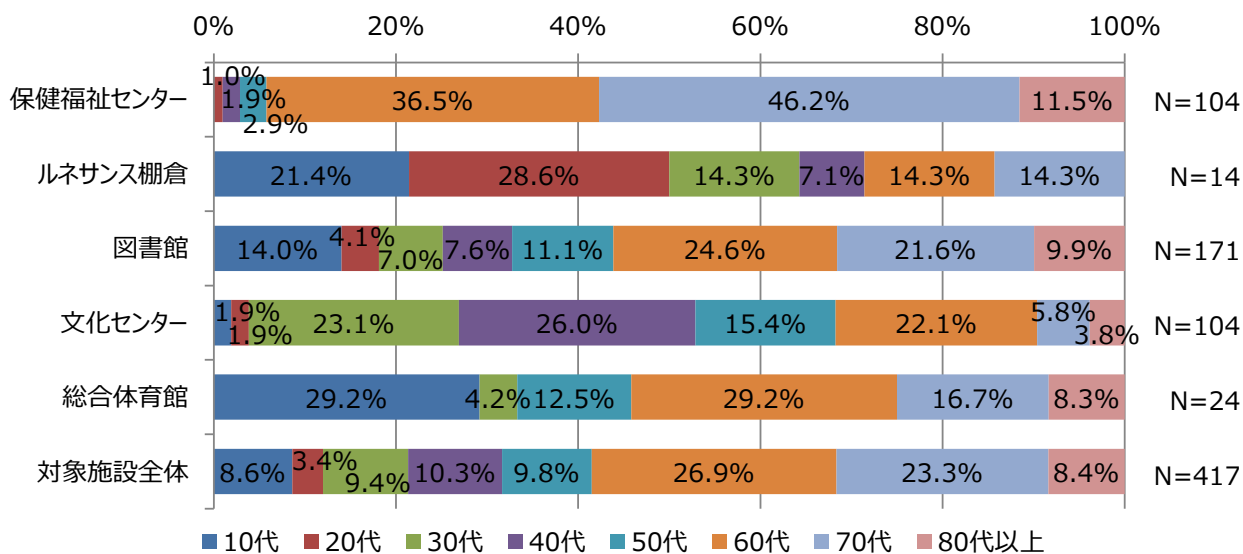
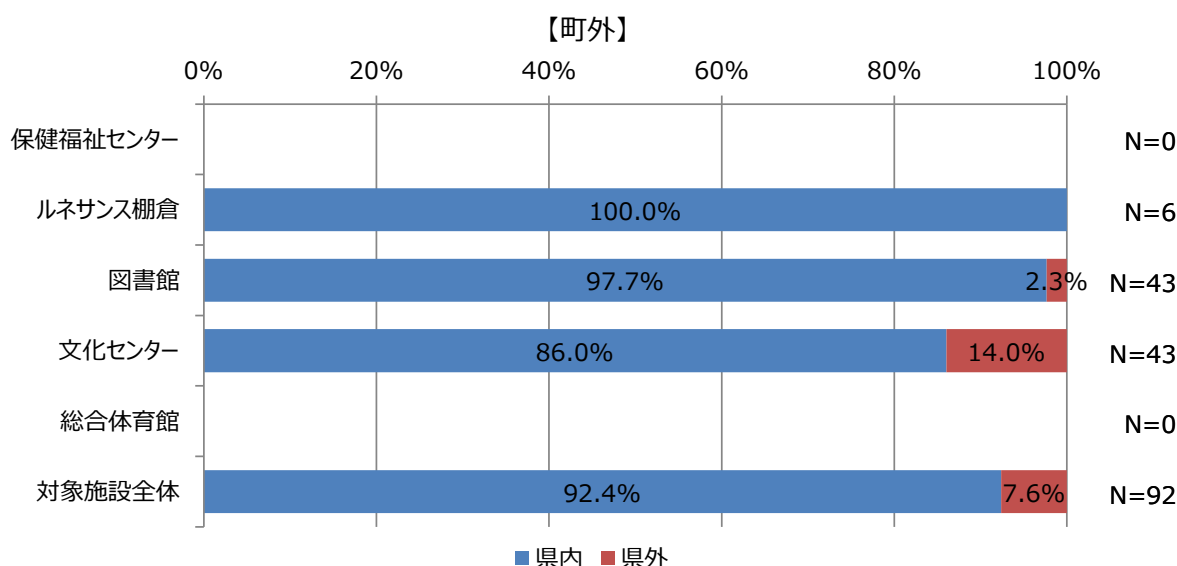
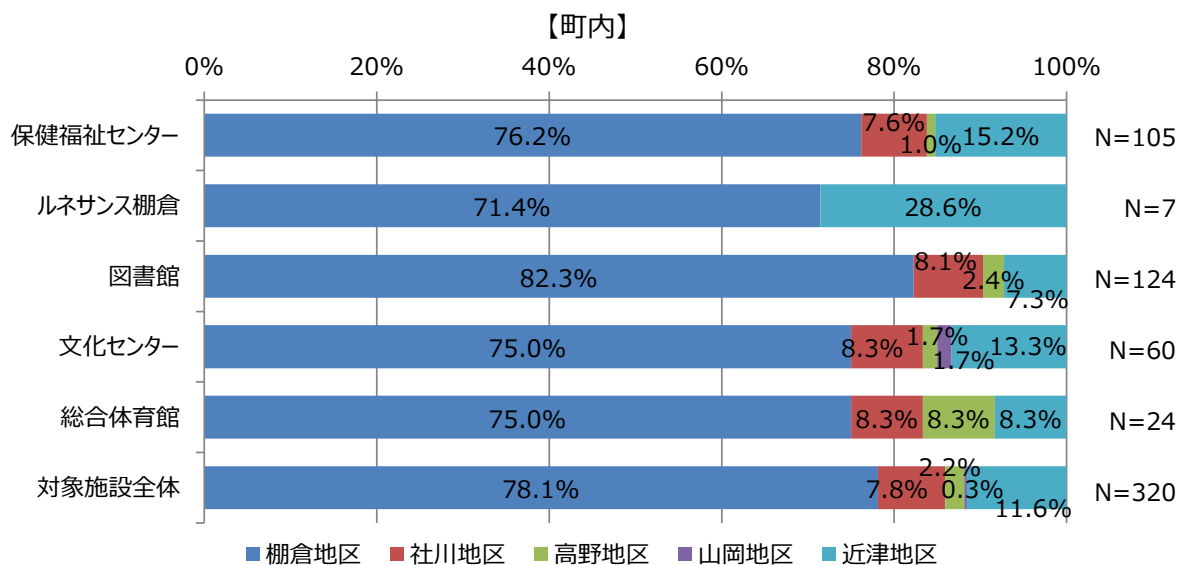


図 4-11 年齢

【問 1 - 3】居住地域

- ・ 町内の居住地域は、全ての施設で「棚倉地区」が7割以上を占める。
- ・ 町外の居住地域は「福島県浅川町」が23人で最も多かった。



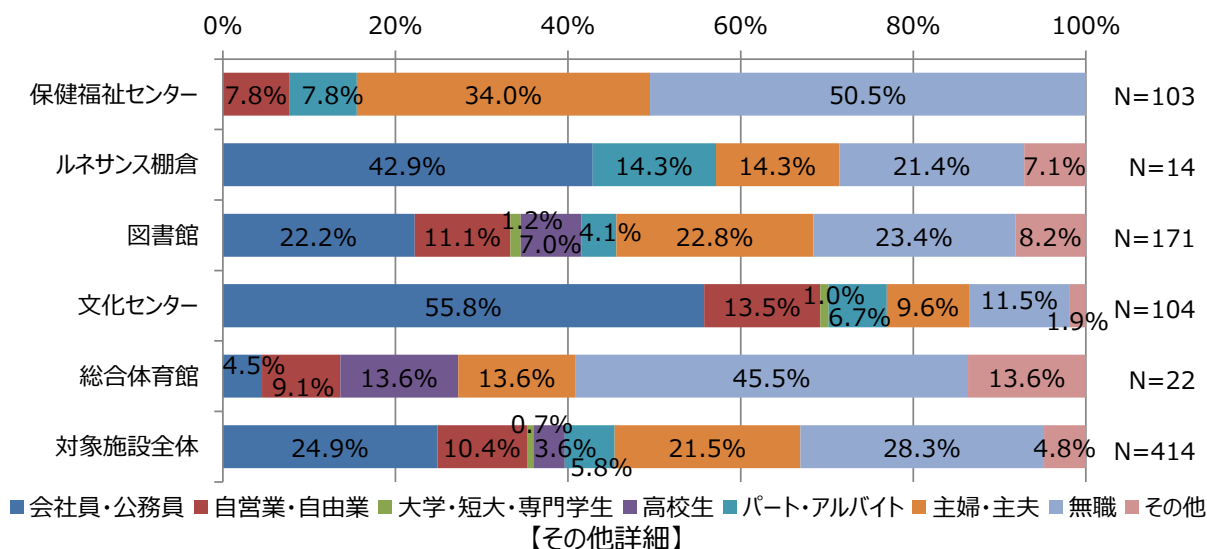
【町外詳細】

	ルネサンス棚倉	図書館	文化センター	対象施設全体
福島県 浅川町	4	11	8	23
福島県 埴町		7	9	16
福島県 矢祭町		3	8	11
福島県 石川町	1	1	7	9
福島県 鮫川村		6	1	7
福島県 白河市	1	4	1	6
福島県 古殿町		2	2	4
福島県 福島市		2		2
福島県 須賀川市		1	1	2
福島県 泉崎村		1		1
福島県 矢吹町		1		1
福島県 鏡石町		1		1
福島県 郡山市		1		1
福島県 二本松市		1		1
茨城県 大子町		1	5	6
岡山県 岡山市			1	1
合計 (人)	6	43	43	92

図 4 - 1 2 居住地域

【問1-4】職業

- 「文化センター」を除く全ての施設で「無職」が最も多い。
- 「文化センター」は「会社員・公務員」が55.8%（58人）で最も多い。



	ルネサンス棚倉	図書館	文化センター	総合体育館	対象施設全体
小学生		1	1		2
中学生	1	11		3	15
合計（人）	1	12	1	3	17

図 4-13 職業

2) 問2：施設の利用について

【問2-1】利用頻度

【質問内容】当施設の利用頻度をお答えください。（1つ○）

- 「ルネサンス棚倉」「総合体育館」は「週3～4回」がそれぞれ53.8%（7人）、45.8%（11人）、
- 「保健福祉センター」は「週1～2回」が49.5%（51人）、
- 「図書館」は「月1～2回」が44.0%（74人）、
- 「文化センター」は「年に数回」が42.2%（43人）で最も多い。

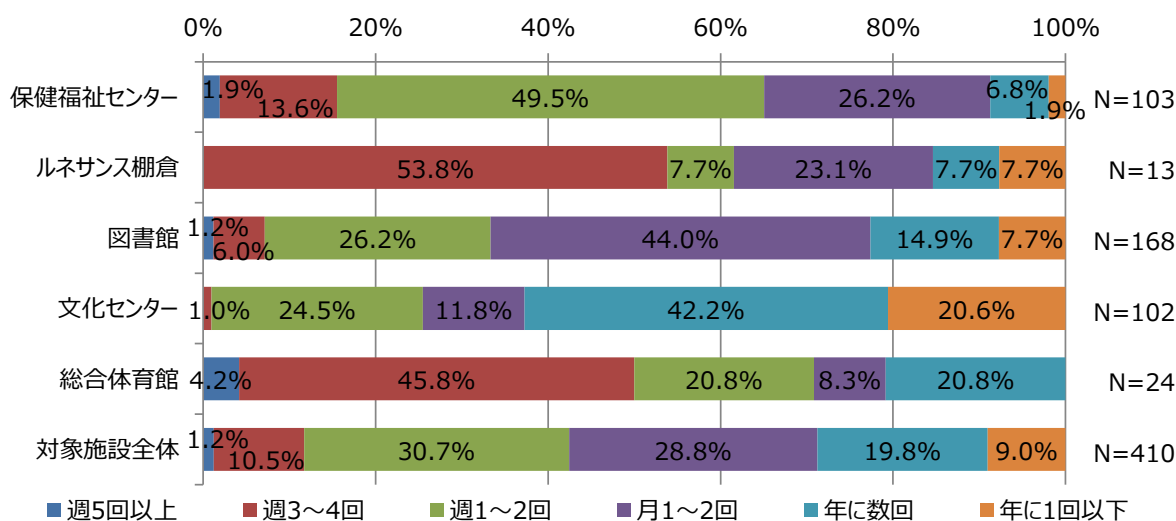


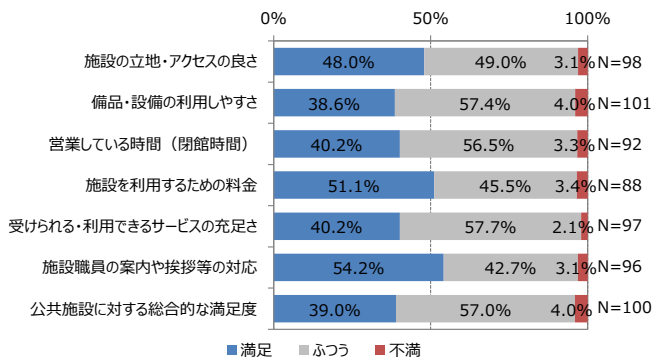
図 4-14 利用頻度

【問2-2】施設の評価

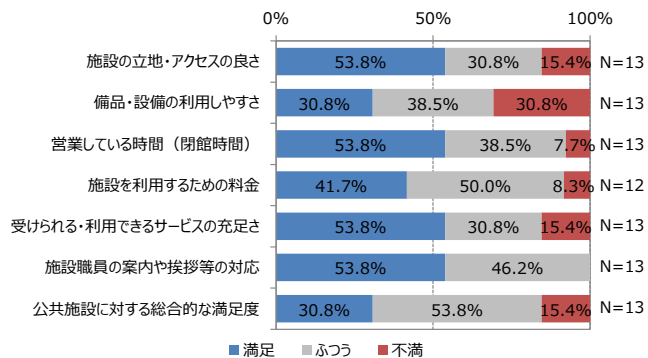
【質問内容】施設を利用する上で、機能やサービスに対する評価をお答えください。（各項目1つ〇）

- ・「ルネサンス棚倉」以外の施設では全項目で「不満」が1割を下回っている。
- ・「対象施設全体」では「施設の立地・アクセスの良さ」の満足度が最も高く、過半数を占めている。

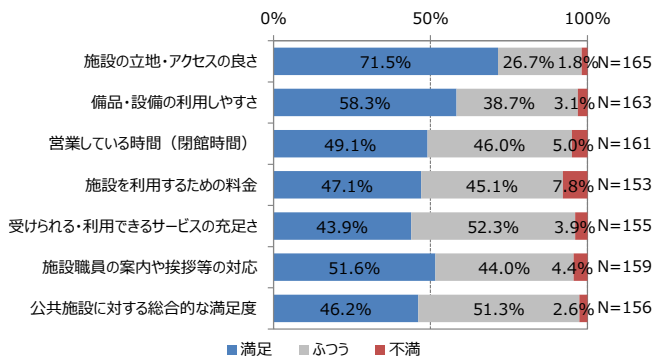
【保健福祉センター】



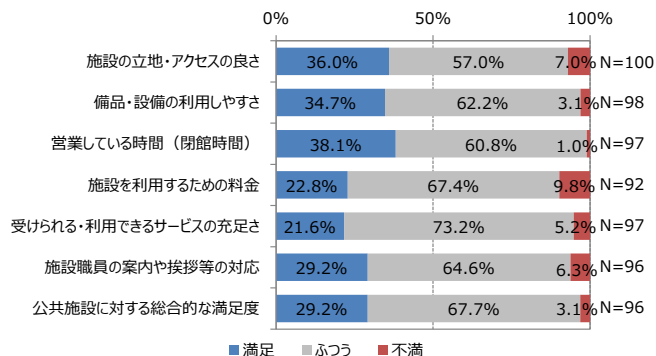
【ルネサンス棚倉】



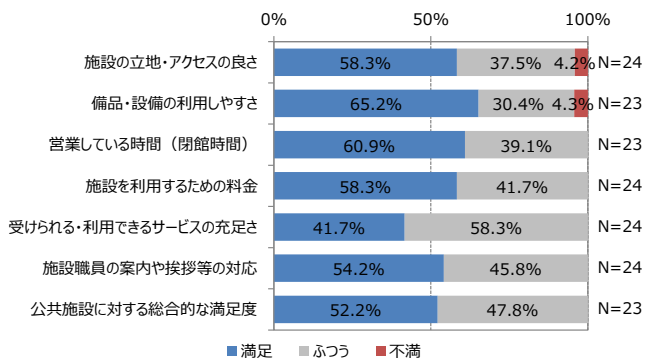
【図書館】



【文化センター】



【総合体育館】



【対象施設全体】

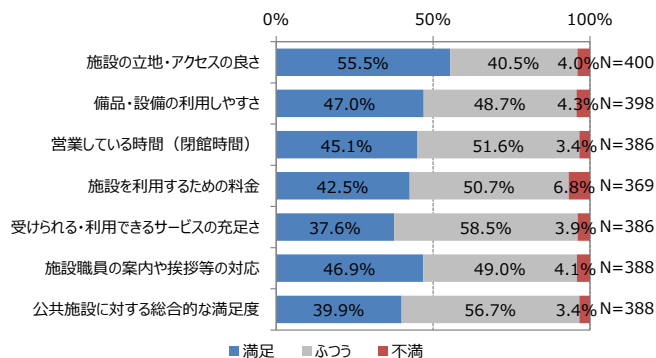


図 4-15 施設の評価

【問 2 - 3】自由回答

【質問内容】問 2 - 1 の項目に関連して、特に改善してほしいことがあればご記入ください。

- ・「保健福祉センター」では運動器具の利用の要求が複数あった。
- ・「図書館」では設備についての意見が多くみられた。

表 4 - 5 自由回答①

【保健福祉センター】

- ・レクダンスで、この保健福祉センターに来始めました。そこで色々なサークルがあることを知りました。知らないでいる町民もたくさんいると思います。
- ・車に乗れない方は催し物があっても参加できないという方がいます。送迎バスがあればいいとの意見でした。
- ・運動器具を利用してトレーニングできるような日時を設定して欲しい。
- ・運動器具等が自由に使用できればいいと思います。

【ルネサンス棚倉】

- ・ルネサンス周りを常に綺麗にする。床の傷、汚れが目立つ。特に花壇回りの草がボウボウで施設周りが汚すぎる。ボランティアなどを募集してはどうか。

【図書館①】

- ・コピーできる設備があってほしいです。
- ・PC を使用できる机を設置して欲しい（コンセント利用可等）。Wi-Fi を利用できるようにして欲しい。
- ・カン・ペットボトル用のごみ箱だけでなく、普通のごみ箱も置いてほしいです。
- ・ロビーの使用（展示等）を役場関係のみに限定していること、給湯室が使用できないことを改善して欲しい。
- ・黒板のペンの補充をお願いしたい。
- ・公民館前の路側帯のコンクリートに夜光塗料等工夫してほしい。夜気づかずに人、車ともに危険。
- ・空きスペースに常時絵画を 2・3 点飾ってほしい。
- ・喫煙所が欲しい。
- ・温度が一定に設置されているが、夏場と冬場はもう少し幅を持たせてほしいと思います。冬場は特に足元が寒くて震えながら過ごしています。
- ・冷暖房の効果があまりなく、足が冷たい。シーリングファンを設置したらいいと思います。
- ・使用料を 3 分の 1 程度まで引き下げてほしいです。ご検討くださいますようお願いいたします。
- ・駐車場が狭い。
- ・使用料が高い（個人で利用する場合）。駐車場が狭く、イベントがある時は足りない。
- ・図書館内の児童書の並べ方が出版社ごとになっているので改善してほしい。わかりにくい（探しにくい）。隣の図書館を参考にしてみてはと思います（対象年齢別や種類別等）。
- ・貸出数が少ない。新刊が欲しい。
- ・本の種類、ジャンルを増やしてほしい。
- ・DVD も 2 週間借りられると、返すタイミングが同じで楽です。
- ・DVD などを鑑賞できるスペースがほしい。
- ・新聞にスポーツ系のものを加えてもらいたい。
- ・もっと早くから営業してほしい。
- ・早めに開館（9:00 ちょうどではなく 10 分前くらいに）してほしい。
- ・閉館の時間をもう少し遅くしてほしい。

表 4-6 自由回答②

<p>【図書館②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学生が堂々とお菓子を食べたり、学校帰りなのに携帯を使用したり、本人は小さな声のつもりだと思いますが、声がうるさかったりします。中学校に連絡していただけたら嬉しいです（特に中間テスト・期末テスト前など）。受験生（中3）の子よりも中1・2の子が目立っていて、卒業生の立場から見ると、少しどうなのかなと思います。 ・中学生、テスト前は高校生もうるさいのでどうかしてほしい。
<p>【文化センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雨が降ったときの水漏れの対策を早めにとってほしい。せっかく素晴らしい音響ホールを持つ施設なのに、雨漏りがあるのを見るとがっかりしてしまう。 ・料金を安くしてほしい。 ・駐車場を広くしてほしい。 ・はっきりした案内板が欲しい。
<p>【総合体育館】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・卓球場のついたての補修をしてほしい。 ・卓球場の南北の光がお互いに眩しいので、遮光の幕を中央に付けてもらいたい。

3) 問3：棚倉町における公共施設全体の今後のあり方について

【問3-1】公共施設の維持・管理方法①

【質問内容】公共施設を適切に維持・管理するための方法として、複数の方法が考えられます。

町としての取り組みに対する同意の可否についてお聞かせ下さい。（各項目1つ〇）

<ul style="list-style-type: none"> ・全項目において「同意」が7割以上を占めている。 ・「反対」は「公共サービスの一部を民間等へ委託」に多く、「保健福祉センター」「図書館」「総合体育館」では2割以上が反対している。
--

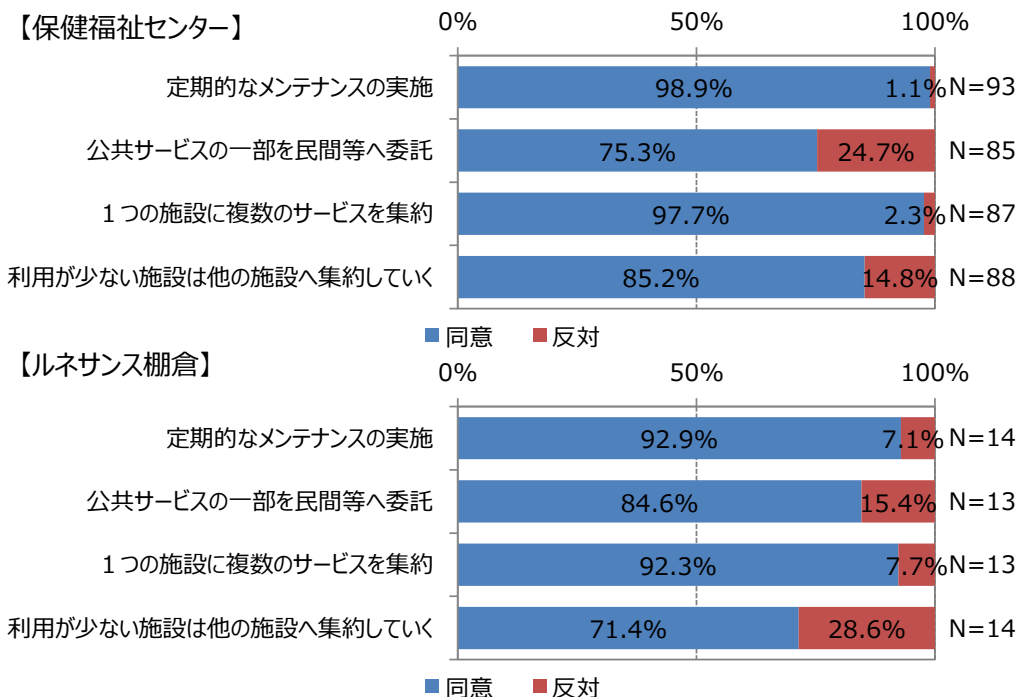


図 4-16 公共施設の維持・管理方法①

【問3-1】公共施設の維持・管理方法②

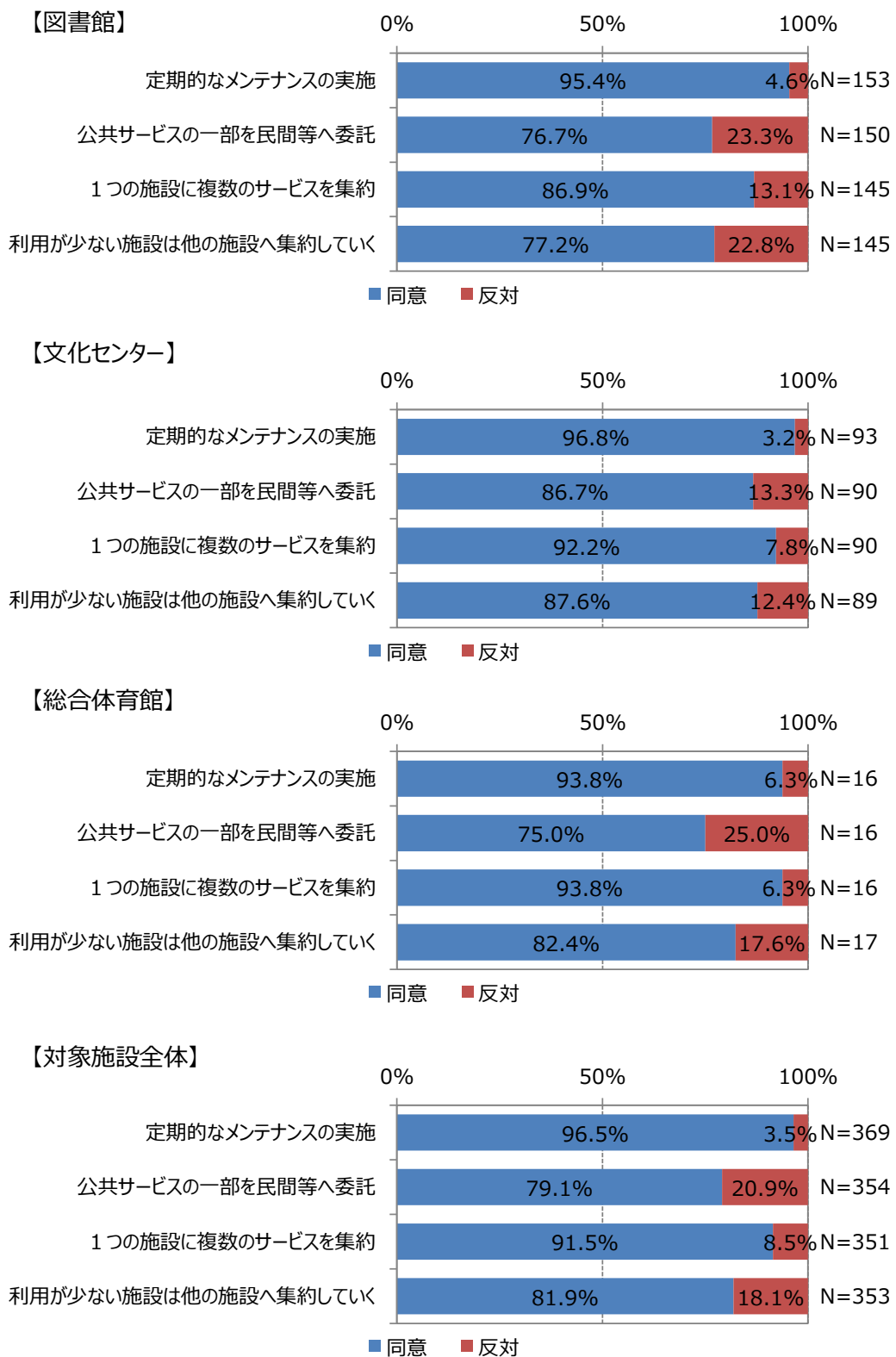


図 4-17 公共施設の維持・管理方法②

【問3-2】優先的に維持すべき公共施設①

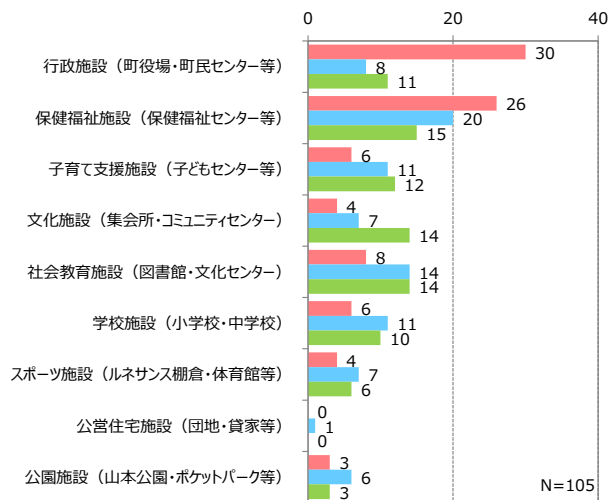
【質問内容】現在、町にある公共施設において、特に優先的に維持すべきと考える施設を3つお答えください。回答欄の1位～3位までそれぞれ番号を記入して下さい。

・「対象施設全体」では「行政施設（町役場・町民センター等）」「学校施設（小学校・中学校）」「社会教育施設（図書館・文化センター）」の順で優先順位が高かった。

【保健福祉センター】

施設維持優先順位（回答者：105人）	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設（町役場・町民センター等）	90	16	11	1.11
保健福祉施設（保健福祉センター等）	78	40	15	1.27
子育て支援施設（子どもセンター等）	18	22	12	0.50
文化施設（集会所・コミュニティセンター）	12	14	14	0.38
社会教育施設（図書館・文化センター）	24	28	14	0.63
学校施設（小学校・中学校）	18	22	10	0.48
スポーツ施設（ルネサンス棚倉・体育館等）	12	14	6	0.30
公営住宅施設（団地・貸家等）	0	2	0	0.02
公園施設（山本公園・ポケットパーク等）	9	12	3	0.23

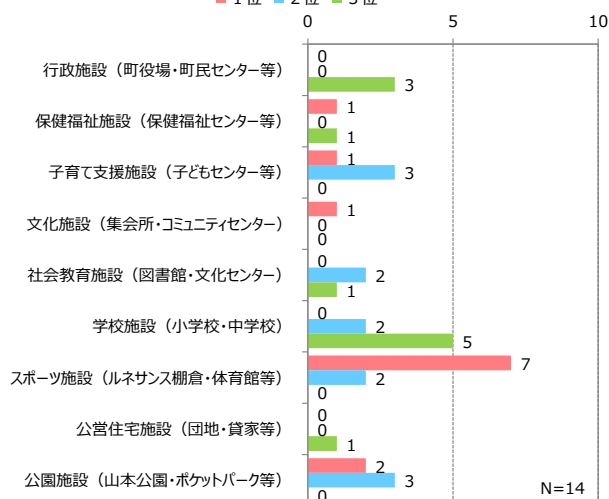
凡例	<p>■：順位ごとの最大値</p> <p>■：順位ごとの最大から2番目</p> <p>■：順位ごとの最大から3番目</p>	<p>3点：1位に選ばれた項目</p> <p>2点：2位に選ばれた項目</p> <p>1点：3位に選ばれた項目</p>
----	---	---



【ルネサンス棚倉】

施設維持優先順位（回答者：14人）	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設（町役場・町民センター等）	0	0	3	0.21
保健福祉施設（保健福祉センター等）	3	0	1	0.29
子育て支援施設（子どもセンター等）	3	6	0	0.64
文化施設（集会所・コミュニティセンター）	3	0	0	0.21
社会教育施設（図書館・文化センター）	0	4	1	0.36
学校施設（小学校・中学校）	0	4	5	0.64
スポーツ施設（ルネサンス棚倉・体育館等）	21	4	0	1.79
公営住宅施設（団地・貸家等）	0	0	1	0.07
公園施設（山本公園・ポケットパーク等）	6	6	0	0.86

凡例	<p>■：順位ごとの最大値</p> <p>■：順位ごとの最大から2番目</p> <p>■：順位ごとの最大から3番目</p>	<p>3点：1位に選ばれた項目</p> <p>2点：2位に選ばれた項目</p> <p>1点：3位に選ばれた項目</p>
----	---	---



【図書館】

施設維持優先順位（回答者：171人）	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設（町役場・町民センター等）	99	32	21	0.89
保健福祉施設（保健福祉センター等）	36	42	16	0.55
子育て支援施設（子どもセンター等）	33	32	16	0.47
文化施設（集会所・コミュニティセンター）	24	12	10	0.27
社会教育施設（図書館・文化センター）	81	56	32	0.99
学校施設（小学校・中学校）	102	40	13	0.91
スポーツ施設（ルネサンス棚倉・体育館等）	30	44	15	0.52
公営住宅施設（団地・貸家等）	3	4	5	0.07
公園施設（山本公園・ポケットパーク等）	9	14	8	0.18

凡例	<p>■：順位ごとの最大値</p> <p>■：順位ごとの最大から2番目</p> <p>■：順位ごとの最大から3番目</p>	<p>3点：1位に選ばれた項目</p> <p>2点：2位に選ばれた項目</p> <p>1点：3位に選ばれた項目</p>
----	---	---

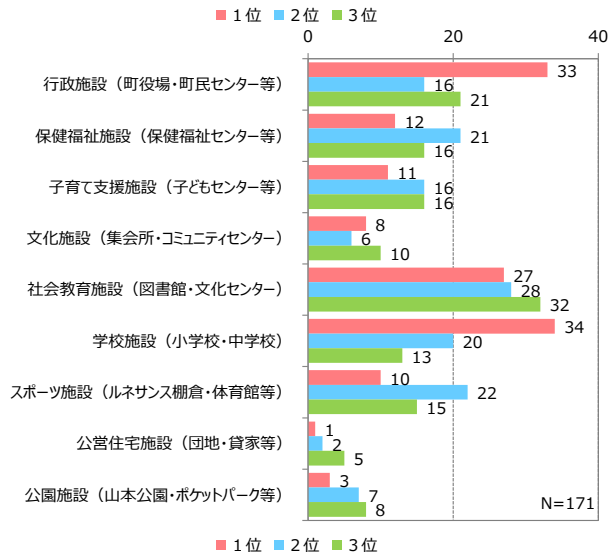


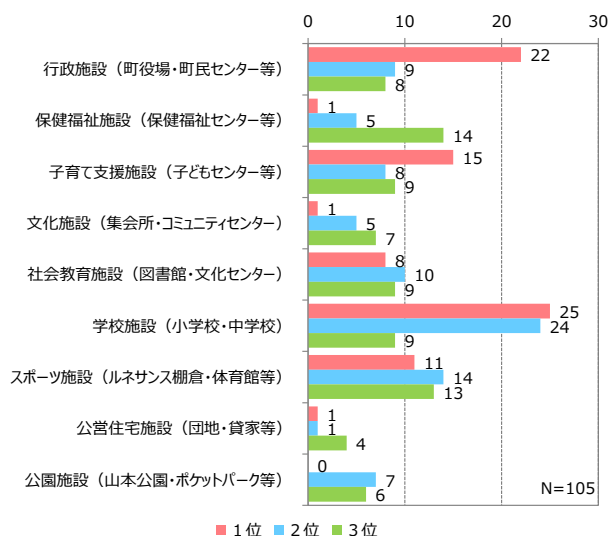
図 4-18 優先的に維持すべき公共施設①

【問3-2】優先的に維持すべき公共施設②

【文化センター】

施設維持優先順位 (回答者: 105人)	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設 (町役場・町民センター等)	66	18	8	0.88
保健福祉施設 (保健福祉センター等)	3	10	14	0.26
子育て支援施設 (子どもセンター等)	45	16	9	0.67
文化施設 (集会所・コミュニティセンター)	3	10	7	0.19
社会教育施設 (図書館・文化センター)	24	20	9	0.50
学校施設 (小学校・中学校)	75	48	9	1.26
スポーツ施設 (ルネサンス棚倉・体育館等)	33	28	13	0.70
公営住宅施設 (団地・貸家等)	3	2	4	0.09
公園施設 (山本公園・ポケットパーク等)	0	14	6	0.19

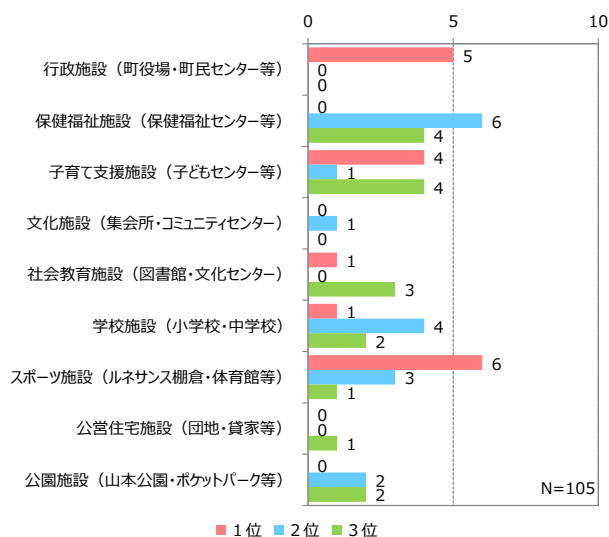
凡例	3点 : 1位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大値	2点 : 2位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大から2番目	1点 : 3位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大から3番目	



【総合体育館】

施設維持優先順位 (回答者: 24人)	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設 (町役場・町民センター等)	15	0	0	0.63
保健福祉施設 (保健福祉センター等)	0	12	4	0.67
子育て支援施設 (子どもセンター等)	12	2	4	0.75
文化施設 (集会所・コミュニティセンター)	0	2	0	0.08
社会教育施設 (図書館・文化センター)	3	0	3	0.25
学校施設 (小学校・中学校)	3	8	2	0.54
スポーツ施設 (ルネサンス棚倉・体育館等)	18	6	1	1.04
公営住宅施設 (団地・貸家等)	0	0	1	0.04
公園施設 (山本公園・ポケットパーク等)	0	4	2	0.25

凡例	3点 : 1位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大値	2点 : 2位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大から2番目	1点 : 3位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大から3番目	



【対象施設全体】

施設維持優先順位 (回答者: 419人)	獲得点数			平均点
	1位	2位	3位	
行政施設 (町役場・町民センター等)	270	66	43	0.90
保健福祉施設 (保健福祉センター等)	120	104	50	0.65
子育て支援施設 (子どもセンター等)	111	78	41	0.55
文化施設 (集会所・コミュニティセンター)	42	38	31	0.26
社会教育施設 (図書館・文化センター)	132	108	59	0.71
学校施設 (小学校・中学校)	198	122	39	0.86
スポーツ施設 (ルネサンス棚倉・体育館等)	114	96	35	0.58
公営住宅施設 (団地・貸家等)	6	8	11	0.06
公園施設 (山本公園・ポケットパーク等)	24	50	19	0.22

凡例	3点 : 1位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大値	2点 : 2位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大から2番目	1点 : 3位に選ばれた項目
■ : 順位ごとの最大から3番目	

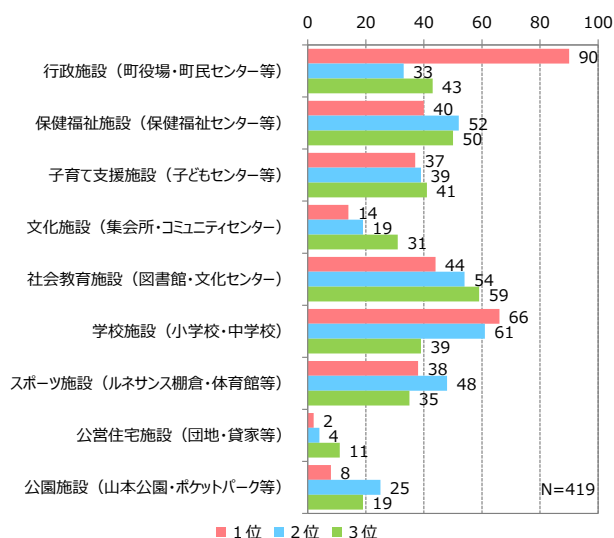


図 4-1-9 優先的に維持すべき公共施設②